

令和3年第5回上里町議会定例会会議録第1号

令和3年9月3日（金曜日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
- 日程第 7 （町長提出議案第42号）上里町名誉町民の推薦につき同意を求めることについて
- 日程第 8 （町長提出議案第43号）教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 （町長提出議案第44号）令和3年度上里町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第10 （町長提出議案第45号）令和3年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 （町長提出議案第46号）令和3年度上里町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 （町長提出議案第47号）令和3年度上里町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 （町長提出議案第48号）令和3年度上里町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第14 （町長提出認定第1号）令和2年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 （町長提出認定第2号）令和2年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 （町長提出認定第3号）令和2年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 （町長提出認定第4号）令和2年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第 18 (町長提出認定第 5 号) 上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 (町長提出認定第 6 号) 上里町水道事業剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第 20 (町長提出認定第 7 号) 上里町下水道事業決算認定について
- 日程第 21 決算特別委員会の設置について
- 日程第 22 常任委員会委員の選任について
- 日程第 23 (町長提出議案第 49 号) 工事請負契約の変更について
- 日程第 24 (町長提出議案第 50 号) 令和 3 年度上里町一般会計補正予算 (第 6 号) について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 提出議案の報告について
- 日程第 4 町長の行政報告について
- 日程第 5 諸報告について
- 日程第 6 一般質問について
-

出席議員 (14 人)

1 番 黛 浩之君	2 番 高橋茂雄君
3 番 高橋勝利君	4 番 飯塚賢治君
5 番 仲井静子君	6 番 猪岡 壽君
7 番 齊藤 崇君	8 番 植原育雄君
9 番 植井敏夫君	10 番 高橋正行君
11 番 納谷克俊君	12 番 沓澤幸子君
13 番 高橋 仁君	14 番 新井 實君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	山下博一君	副町長	江原洋一君
教育長	埴岡正人君	総務課長	山田隆君
総合政策課長	豊田貴志君	税務課長	須長正実君
くらし安全課長	間々田亮君	町民福祉課長	亀田真司君
子育て共生課長	飯塚郁代君	健康保険課長	及川慶一君
高齢者いきいき課長	間々田由美君	まち整備課長	相馬伸太郎君
産業振興課長	山下容二君	上下水道課長	根岸利夫君
学校教育課長	望月誠君	学校教育指導室長	福島実君
生涯学習課長	金井憲寿君	会計課長	小暮伸俊君
農業委員会長	伊藤裕君		

事務局職員出席者

事務局長 宮下忠仁 係長 飯塚剛

◎開会・開議

午前9時1分開会・開議

○議長（猪岡 壽君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第5回上里町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

令和3年9月1日より、議会基本条例が施行となりました。この条例は、上里町議会の最高規範であります。本条例第10条第1号においては、広く町民の論点、争点を明確にするため、質疑応答は一問一答方式となりました。また、同条第5号により、本定例会から議員の質疑及び質問に対し、論点の整理または質問の趣旨を明確にするため、町長等は反問することができることになりました。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（猪岡 壽君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、13番、高橋仁議員、14番新井實議員、1番黛浩之議員、以上の3名を本会期中の会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（猪岡 壽君） 日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

前期定例会において、議会運営委員会に審査の付託をしておきました今期定例会の会期日程等の審査結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、新井 實議員。

〔議会運営委員会委員長 新井 實君発言〕

○議会運営委員会委員長（新井 實君） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員長の新井 實でございます。

前期6月定例会で審査の付託を受けました今期定例会の会期日程について、去る8月18日午前9時より議会運営委員会を開催し、慎重審議しましたので、その結果を報告いたします。

初めに、一般質問であります。今期定例会における一般質問は、7名の議員から通告が発表されており、質問の通告時間は4時間20分であり、答弁時間を含めると、おおむね7時間30分程度になると見込まれます。

なお、一般質問は、本日と9月6日月曜日の2日間となり、本日4名、月曜日3名の割り振りとなりました。

次に、町長提出議案について、名誉町民の推薦の同意と人事案件が1件、補正予算について

は、一般会計、国民健康保険・介護保険特別会計、水道・下水道事業会計の計5件。決算については、令和2年度一般会計歳入歳出決算認定及び特別会計歳入歳出決算認定並びに水道事業・下水道事業決算認定についての7件が予定されており、これらを合計いたしますと、14件の提出議案であります。

なお、会期中に追加議案の提出がある旨の報告を受けております。

次に、今期定例会に受理した請願・陳情はありません。

これらを考慮し、今期定例会の会期は、お手元に配付した会期日程表のとおり、本日9月3日から10月6日までの34日間といたしたところでございます。

以上で、議会運営委員会に付託された会期日程等の審査結果報告といたします。

慎重審議をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（猪岡 壽君） お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から10月6日までの34日間といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（猪岡 壽君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は34日間と決定いたしました。

◇

◎日程第3 提出議案の報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第3、提出議案の報告について。

町長から送付がありました議案は、あらかじめ配付したとおりであります。朗読については省略させていただきます。

◇

◎日程第4 町長の行政報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第4、町長の行政報告について。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 皆さん、おはようございます。

9月に入りまして、まだまだ残暑が続いておる今日この頃でございますが、朝晩はだいぶ過ごしやすくなりました。

今年の夏は記録的な大雨の影響で各地に大きな被害をもたらしました。とりわけ7月の熱海の伊豆山地区における土石流災害は甚大な被害をもたらしました。被災された方々に慎んでお

見舞い申し上げます。

これからは台風シーズンになりますが、町民の生命、財産を守るため、町職員の危機管理意識を高め、地域の防災力を一層向上させてまいりたいと思います。

本日ここに、令和3年第5回議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御参集を賜り、町政の重要課題につきまして御審議をいただきますことに対しまして、心から感謝申し上げる次第でございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症に関しての町の状況を御報告させていただきます。

埼玉県に発せられていた3度目の緊急事態宣言の期間が9月12日まで延長されました。全国的に感染力が強いデルタ株により急速に感染拡大が進んでおります。県内では連日1,000人を超える新規感染者が確認されるなど、感染拡大に歯止めがかからない厳しい状況となっております。また、若い世代を中心に新規感染者が急増していることから、自宅療養される方も増えてきております。中等症や重症の患者の増加により、医療体制が逼迫しつつある状況となっております。

町内における感染状況につきましても、6月までは1か月当たり10名を下回る月もありましたが、7月には16名、8月には128名と感染者が急増し、現在累計290名となっており、大変憂慮すべき事態となっております。

町民の皆様には引き続き感染拡大防止のための取り組み、公共施設の使用制限、行事・イベントの中止等、大変御不便をおかけしておりますが、御自身を守る行動の積み重ねが家族や大切な人を守ることに繋がりますので、度重なるお願いで大変恐縮ではありますが、御理解・御協力をお願い申し上げます。

なお、群馬県前橋市にある民間のPCR検査会社が8月2日から4日までに実施したPCR検査において、実際は陰性にもかかわらず、陽性と誤判定してしまったという事案がございました。上里町においても、公表済み件数を8月16日付で4件取り下げいたしました。当該検査会社から再発防止策についての報告を受けております。引き続き検査会社と情報交換して必要な対応をしてまいりたいと思います。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の状況について御報告させていただきます。

8月31日現在、65歳以上の方で2回目の接種を済まされた方は、約7,400名、接種率約82%となっております。また、全体で見ますと、12歳以上の町民の約42%に当たる、約1万1,800名の方が1回目の接種を、また、約35%に当たる9,960名の方が2回目の接種を終えている状況でございます。全国的に新規感染者が、10歳代から20歳代の若年層に多く見受けられ、そこから家庭内感染に広がっております。

町として、この状況に対応すべく、当初の計画を変更し、ワクチン接種対象年齢である12歳

以上の全ての人に予約受付を行うことといたしました。ワクチンは今後順次入荷される予定でございます。現時点で予約が取れない場合でも慌てずにお待ちくださいますよう、お願い申し上げます。

上里町では、ワクチンを希望される方に一刻も早く接種できるよう、最善の努力をしております。どうか皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

また、改めまして、通常診療があるにもかかわらず、ワクチン接種に御協力いただいております本庄市児玉郡医師会、町内医療機関の先生方に深く感謝申し上げる次第でございます。

次に、7月臨時会において、補正予算を御議決いただきました町独自の支援策の第3弾につきましては、実施を開始しております。第3弾の支援策は、家計応援事業、公共施設感染防止事業、ワクチン接種促進事業の3本の柱を中心とする全9事業、総額約1億5,179万円の支援策となっており、その一部について御報告させていただきます。

まず、一般家庭等の水道料の基本料金について、9月請求分より4か月分を減免いたします水道料金の一部減免事業であります。町内小・中学校、児童・生徒の給食費4か月分を全額補助いたします。学校給食費臨時補助事業については、現在準備を進めているところでございます。

また、町内公共施設に表面温度測定AIカメラ及び公共施設のトイレ手洗い場に、自動水栓を設置する公共施設感染防止事業につきましては、現在、発注の手続きを進めております。

日々の通常診療に加え、新型コロナウイルスワクチン接種に御協力いただいております医療機関へ協力金を支給するワクチン接種協力支援事業につきましても支給を開始しております。

なお、その他の事業につきましても、迅速かつ適切に実施を進めております。

さて、本定例会には上里町名誉町民の推薦の同意、教育委員会委員の任命についての人事案件1件、令和3年度一般会計補正予算をはじめとした補正予算案が5件、令和2年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出など、決算の認定7件を提出議案とさせていただきます。

また、工事請負契約の変更について、追加議案として御提案いたしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

これらの提出議案につきまして、慎重御審議をいただき、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、6月定例議会以後の主な行政報告及び行事等について報告させていただきます。

まず、7月14日、上里中学校2年生を対象に防災教室を開催しました。生徒たちは防災倉庫からパーティションを運び出し、避難所となる体育館に設置する作業を体験いたしました。

8月10日、上里町、埼玉ひびきの農業協同組合、CJフーズアグリジャパン株式会社、CJフーズジャパン株式会社による地方創生に向けた包括的連携に関する協定が締結されました。

それぞれの資源や特色を生かし、農業や食を中心とした様々な分野について相互に連携していくことが確認されました。

8月19日、東京2020パラリンピック開催に先立ち、朝霞中央公園陸上競技場において、県内17市町村でおこされた火を1つに集め、埼玉のパラリンピック聖火をつくる集火式に参加いたしました。

また、これに伴い、町では前日18日に聖火の元となる火をおこす採火を実施いたしました。社会福祉施設代表者、スポーツ協会代表者、教育長に火をおこしていただき、これらの火を1つに集め、パラリンピック聖火の元となる上里の火として埼玉県集火式に参加いたしました。

次に、災害対策基本法一部改正による警戒レベルの変更等を反映し、防災ガイド・ハザードマップの改訂を行い、広報かみさと9月号と併せて毎戸に配布を行いました。新しい防災ガイド・ハザードマップには、いざというときに慌てることがないように、避難に備えた行動を一人一人があらかじめ整理しておくことができるマイ・タイムラインについて掲載いたしました。

9月1日、町民の皆様にお持ちのスマートフォンに専用アプリをダウンロードし、全国の参加者や市町村と競い合うことができる、オクトーバー・ラン&ウォークを御提案させていただきました。

様々なイベント等が中止となり、感染予防のため外出等を控え、自宅で過ごす時間が増えていると思いますが、町民の皆様とともに、運動不足を解消していただきたいと考えております。

町民の皆様には、これまでも様々な御協力をいただいているところでございますが、緊急事態宣言が発出中であることを御理解いただくとともに、引き続き手洗い、マスク着用の励行や不要不急の外出を控えるなどの感染症対策の徹底をお願いいたします。

以上をもちまして、本定例議会におきます行政報告といたします。今後とも町政推進に当たりましては、町議会議員各位の御指導と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 以上で町長の行政報告を終わります。



◎日程第5 諸報告について

○議長（猪岡 壽君） 日程第5、諸報告について。

今期定例会において受理した請願及び陳情はありません。

次に、郵送で提出されました辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外、国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき、公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の不採択を求める陳情、人道的見地から、沖縄防衛局による沖縄本島南部からの埋立てを土砂採取計画の断念を国に要請すること及び令和4年度理科教育設備等補助金予算計上についてのお願い、

以上3件については、参考にその写しを配付しておきましたので、御了承願います。

次に、規則等の制定及び一部改正が報告事項として提出があり、配付しておきましたので、御了承願います。

次に、本定例会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により、町長ほか関係者の出席を求めました。

以上で諸報告を終わります。

暫時休憩いたします。議員は着席のままお待ちください。

午前9時20分休憩

午前9時21分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎日程第6 一般質問について

○議長（猪岡 壽君） 日程第6、一般質問についての件を議題といたします。

会議規則第61条第2項の規定により、一般質問の通告がありましたので、通告に従い、発言を許可いたします。

14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） 皆さん、おはようございます。

議長からの通告順に従いまして、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今回の質問では、大きな項目が5つございます。(1)として、政府が新型コロナウイルス感染者の療養方針を見直すことについて、(2)新型コロナウイルス感染者数に占める子どもの割合は急拡大していることについて、(3)小・中学校の通学路の安全対策について、(4)道路や橋の管理について、(5)神保原地区駅北まちづくり事業について。

それでは、1番から順番に従って一般質問をさせていただきます。

(1)政府が新型コロナウイルス感染者の療養方針を見直すことについて、①政府は感染急増地域の療養方針に関し、入院対象として重症者のほか、中等症で酸素投与の必要な方、重症化リスクのある方は入院していただくということについて。

政府は新型コロナウイルスの感染者の療養方針をめぐる、またも調整不足を露呈した。入院制限に関する大きな転換にもかかわらず、唐突な表明で自治体など医療現場の混乱を招き、僅か3日で説明の修正を余儀なくされた。政府与党間の情報共有を強化する会議を発足させた直後であっても、政府から事前説明がなかったことに与野党から反発の声が上がった。政府の新

型コロナウイルス感染者の療養方針をめぐる経緯は、次のような迷走が3日間も続いた。

政府は8月5日の新型コロナウイルス感染症の対策本部で、感染者が急増している地域の新たな療養方針に関し、入院対象として重症者のほか、中等症で酸素投与の必要な方、投与が必要でなくても、重症化のリスクのある方は入院していただくと明言、厚生労働省は、コロナ患者について、せきや倦怠感がある軽症、肺炎が起きる中等症、人工呼吸器が必要な重症に分類、中等症はさらに酸素投与の必要がない1と、投与が必要な2に分けることにした。

8月に入って東京都の新規感染者数は1日5,000人を超え、埼玉県でも1,000人から2,000人前後、全国では初めて1日2万人を超えて、国内で初めて感染者の確認が発表されたのは、昨年1月16日で、それから今年8月6日までの累計感染者数は100万2,808人となってしまった。

私は今後、新型コロナウイルス感染症の新規感染者が上里町で出た場合の対応と対策について、国や県、保健所等に対し、山下町長を通じて早急に要望をお願いしたい項目があります。

まず、第1に、自宅療養の問題であり、家庭内では誰か1人感染者が出ると、家中の人が感染してしまう家庭内感染が増大する危険が高まっている。独り高齢者の暮らしの場合、体調の急変に対応が難しい。感染者は隔離するという基本を変えないでもらいたい。やむを得ず自宅療養する場合でも、希望をすればすぐにホテルなどへの宿泊療養施設に入れる体制を整えていただきたいことだ。

大阪府は、今春の第4波で、自宅で死亡する人が相次いだ反省から、宿泊療養施設を増やし、積極的に活用する方針だ。東京都も6,000室を確保しているが、実際に使用しているのは3割に過ぎないとのことである。消毒に時間がかかり、常駐する看護師も足りないためという。空き室を早急に活用できる施策を講じてもらいたい。それには容体を適切に見極める体制整備は必要である。現在、自宅療養者、宿泊療養者の健康観察は大半を保健所が担っていると思うが、中等症患者の一部まで自宅療養になるならば、医師や看護師が往診やオンライン診療などできちんと診られる医療提供体制の整備を早急につくってほしい。

第3に、重症化を防ぐ効果が期待される抗体カクテル療法の活用が自宅療養者や宿泊療養者にも医師や看護師が早くアクセスできるようにしてもらいたい。

第4に、64歳以下12歳までの町民に、遅くとも今年いっぱいには2回までのワクチン接種を完了させていただきたい。

以上、私の要望について、山下町長の見解をお伺いいたします。

(2)新型コロナウイルス感染者数に占める子どもの割合が急拡大していることについて、①新型コロナウイルス感染者数に占める子どもの割合が急拡大しているので、大人が注意して感染を防ぐことについて。

新型コロナウイルス感染者数に占める子ども割合が急拡大している。周囲の大人は感染防止

に十分な注意を払ってほしいが、上里町では、子どもの保護者や、その周囲の大人に対して、コロナ感染症感染拡大に対する対応と対策について、どのように重要な周知を実施しているのか、山下町長及び埴岡教育長にお伺いいたします。

若い人が増加した理由は、感染力が強いとされるインド型変異ウイルスが広がっている影響があると思う。当初、子どもは感染しにくいと見られていた。だが、ここに来て、保育所や学校での集団感染も相次いでいる。上里町の保育園や小学校、中学校では、改めて感染力が従来型のコロナウイルスの1.4倍から1.5倍と言われるインド型変異株の感染症感染への危機的な社会状況の中で、どのような対策の強化を実施しているのか、埴岡教育長にお伺いいたします。

12歳以上は、自治体などのワクチン接種の対象となっている。発熱や痛みといった副反応はあるが、家庭や学校での感染リスクを下げるメリットは大変大きい。周りの人を守ることにもつながると思う。ワクチンを接種できない児童や幼児の感染を防ぐには、まず大人がウイルスを持ち込まないことにすることが重要だ。

厚生労働省の研究班によると、子どもの感染経路の7割は家庭内で、このうち父親経由が半数近くを占めたという。学校、保育所での感染は共に約5%だった。上里町では、行政や教育委員会が保護者や周囲の大人に対して、手洗いやマスクの使用、部屋の換気などの基本的な予防策を徹底して周知することは肝要と私は思いますが、山下町長及び埴岡教育長の見解をお伺いいたします。

幼い子どもは自身の体調変化を正確に伝えられない。発熱やせきが続く別の感染症も流行している。子どもの状態に応じて早めに受診すべきだ。乳幼児健診や予防接種なども予定どおりに受けておくことが望ましいと思う。自治体は学校の教員や保育士へのワクチン接種を早急に進める必要があると思うが、今現在、上里町の学校の教職員や保育士へのワクチン接種状況はどのようになっているのか、埴岡教育長にお伺いいたします。

コロナ禍の長期化により、子どもは心理的なストレスを抱えていることも気がかりだ。国立成育医療研究センターが小中高校生に実施した調査では、76%にストレス反応が見られ、コロナのことを考えると嫌な気持ちになる。すぐにいらいらするなどの回答が目立った。学校では教員がよく眠れない、食欲が落ちたなどの変化を見逃さず、子どものSOSを受け止めることは大切である。かつ過度な行動制限は避け、換気のよい場所で遊ぶようにするなど、子どもの健全な成長を後押しすることが大事なことだと思いますが、上里町教育委員会や学校では、コロナ禍の長期化による子どもが心理的なストレスを抱えている場合、どのような対応と対策を取っているのか、埴岡教育長の見解をお聞かせください。

(3) 小・中学校の通学路の安全対策について、①危険箇所の総点検と対策を急ぐことについて。

痛ましい事故がまた起きてしまった通学路の安全を改めて確認し、登下校中の子どもたちを守らなければならない。千葉県八街市の市道で、6月28日、下校中の小学校の列にトラックが突っ込み、児童5人が死傷する事故があった。県警に逮捕された運転手の男は、事故前にコンビニ店で焼酎を買い、車内で飲んだと供述しているという。飲酒運転は全国で過去に悲惨な事故の要因となり、厳罰化が図られてきた。その結果、2001年に危険運転致死傷罪が新設され、それまで年1,000件を超えていた飲酒運転による死亡事故が最近では100件台までに減少している。トラック運転手が昼間から業務中に酒を飲み、ハンドルを握るなど絶対にあってはならないことだ。事故を受け、国は改めて通学路の総点検を実施することを決めた。悲惨な事故を繰り返さないためには、危険性のある道路を適切に洗い出すことが重要で、実効性が問われますので、上里町でも通学路の危険箇所の総点検と安全対策を早急を実施、協議し、総点検を実効性のある事業にしていきたいと思います。山下町長及び埴岡教育長のお考えをお聞かせください。

昨年までの5年間に歩行中の事故で死亡または重傷を負った小学生は計2,734人に上がる。このうち908人は登下校中だった。今回の事故を受け、政府は改めて全国の通学路の総点検を行うが、2012年の全国調査では、通学路の危険箇所約7万4,000か所に上がった。98%が既に対策が取られているが、今回の場所はこの中に含まれていなかった。上里町の今後実施されるであろう危険箇所の選定に漏れがないか、改めてよく確認してほしいと要望しますが、山下町長と埴岡教育長のお考えをお聞かせください。

また、各地の通学路では、車の走行を時速30キロ以内に制限するゾーン30の整備などが進んでいる。対策が不十分な地域も少なくない。上里町でも千葉県八街市で発生した小学生の痛ましい交通事故の発生を鑑み、宮本町の区長さんより、神保原小学校の宮本通学路の速度規制に関する要望書がくらし安全課に出ていると思いますが、上里町としても、神保原小学校の児童や生徒の尊い命が犠牲にならぬよう速やかに対策を進めていきたいと思います。山下町長と埴岡教育長のお考えをお聞かせください。

(4)道路や橋の管理について、①SNS活用がもたらす効率化について。

スマートフォンやSNSを通して住民から道路や橋などの損傷を連絡してもらい、迅速な対応とコスト削減を図る自治体が増えています。住民と自治体の双方に有効なシステムだと言える。国内の道路のうち、約8割は市町村道が占めており、橋の約7割も市町村道に架けられている。高度成長期の1960から70年代に建設、整備された道路や橋は老朽化が進みつつある。維持管理を担う市町村の多くが人口減に伴う職員数の削減で人手不足が生じている中で、地域のインフラをいかに効率的に点検し、安全を確保していくかが問われている。

神奈川県鎌倉市は、5月から無料通信アプリ、LINEを活用したシステムの運用を始めた。

住民が道路の穴やひびなどを見つけた際、写真を撮影して、市の公式アカウントに送信すれば、担当者がスマホの位置情報から現場を特定できる。場所が国道や県道だった場合は、国や県に情報を提供する仕組みだ。従来は担当者が電話やメールなどに対応していたが、現場の位置の把握や不具合の状況確認に手間取ることもあった。昨年10月試験運用を開始してから、情報提供は300件近くに達し、8割は補修が完了しているという。スマホやSNSを通じた住民との連携強化が行政サービスの向上や職員の負担減をもたらしている例であろう。また、公園の遊具の損傷やごみの不法投棄について、情報を受け付ける自治体もあると。

以上のことから、上里町においても、人口減に伴う職員数削減で人手不足が生じている中で地域のインフラ（社会基盤整備）を効率的に点検し、安全を確保していくにはスマートフォンやSNS活用がもたらす効率化を図ることは、町職員の負担減と行政サービスの向上及び住民との協力による住みよい町づくりができると考えますので、是非スマホやSNSの活用をお願いしたいと思います。山下町長のお考えをお聞かせください。

(5) 神保原地区駅北まちづくり事業について、①駅北まちづくり事業発起人会の今後の整備方針と事業内容について。

町は本年3月の下旬、神保原駅北口周辺の町づくりに関するアンケート調査を実施し、7月1日の上里町広報、まちづくりニュース第2号で、そのアンケート調査の結果を発表しました。アンケート調査結果については、町が提案した町の課題、また、課題解決のために町が示した方法について、回答者の90%前後の方が町の方針に賛成していただき感謝しております。今後は決めたスケジュールを早く具体化させ、発起人会での地元説明会を遅くとも10月までには実施していただき、その後、12月までにはまちづくり協議会を発足させていただきたいと思っておりますが、山下町長の見解をお伺いいたします。

②駅北まちづくり事業の核として、旧トライアル跡地に本庄第一高等学校を誘致したいと町は6月頃までには予定していたと思っておりますが、その後の状況について。

山下町長は、今年1月20日の議会全員協議会で旧トライアルの地権者から土地を買い上げて、本庄第一高等学校に貸与する予定で、議会に地権者との売買交渉をさせていただきたいというようなことで、議会も同意していましたが、6月15日の全員協議会が開催された際、地権者側から交渉を一時中断し、交渉を仕切り直ししたいとお話をされた。こうした場合、本庄第一高校の方へ、今現在どういう話をしているのか、山下町長にお伺いいたします。

もし、本庄第一高校に土地の売買が一時中断されている話をされた場合、学校側は今後、学校の移転計画をどのように進めたいと言っているのか、山下町長の見解をお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井實議員の1、政府が新型コロナウイルス感染者の療養方針を見直すことについての①政府は感染急増地域の療養方針に関し、入院対象として重症者のほか、中等症で酸素投与の必要な方、重症化リスクのある方は入院してもらうということについての御質問にお答え申し上げます。

8月19日現在、埼玉県の宿泊療養施設は13か所ありますが、入所の調整等は保健所が行っております。県では急増する自宅療養者への支援体制として、自宅療養者のうち軽症者等の健康観察や必要に応じて電話診療や薬の処方を行う協力医療機関を早急に増やし、健康観察、診察の強化をするようであります。

また、急激に病態が悪化した自宅療養者の入院の受入れ先が決まるまでの段階として、酸素吸入を行う場所として、酸素ステーションの設置も進めるとのことでございます。

次に、逼迫する入院病床への対応としては、症状が軽くなった方の入院患者を宿泊療養施設に移す体制を強化し、入院期間の短縮を図る早期退院支援を行うようです。

また、抗体カクテル療法については、県内病院に拠点病院を設け、そこの在庫配置で適正投与を行うということで、1人でも多くの患者の重症化防止が見込まれるようであります。

そして、宿泊療養施設の強化として、ホテルの一部を臨時の医療機関に指定し、中等症2の療養患者の方を病院と同様にホテルで受入れる体制を整え、抗体カクテル療法の実施などの行う検討を進めていくようであります。

県は、このような方針を明らかにしており、感染者の増加に対応した入院、宿泊、自宅療養、それぞれの受入れ態勢がさらに強化されてまいります。

町としましては、マスク・手洗い・三密回避など、基本的予防策の徹底を周知したり、ワクチン接種を希望する方が少しでも早く接種が完了するよう取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、2、新型コロナウイルス感染者数に占める子どもの割合が急拡大していることについて、①新型コロナウイルス感染者数に占める子どもの割合が急拡大しているので、大人が注意して感染を防ぐことについての御質問にお答え申し上げます。

上里町内の令和3年7月末までの感染者数は、155人のうち20代未満は21人で、約13.5%となっています。20代から40代の感染者が増加しており、家庭内感染の急増が懸念されております。ワクチンを接種できない子どもたちへの感染予防が重要になってきています。

上里町内には保育所及び認定こども園が7か所あります。各施設の感染症対策につきましては、厚生労働省等の通知を踏まえ、保育所等では毎日の部屋及び物品の消毒、検温を含めた

日々の健康観察、手洗い・うがいやソーシャルディスタンスの徹底、職員のワクチン接種の推奨、送迎時の人数制限、各種事業の中止、見直し等を実施しております。また、3歳以上の園児にはマスクの着用をお願いしておるところでございます。

子どもに感染させないため、大人の感染症予防策としては、緊急事態宣言の下、マスク・手洗い・三密回避など、基本的予防策の徹底、感染しない、させない心がけ、ほかの人を思いやることが一人一人にできることであります。

毎月、広報かみさとにおいて、新型コロナウイルスに関する情報を掲載するとともに、私は町長コラムを通じて町民の皆様へ感染予防を呼びかけてまいりました。8月4日には緊急事態宣言における町長メッセージを每户配布するとともに、ホームページに緊急事態宣言発出中のバナーを掲出し、特に夏休みやお盆の時期に向け、人流の抑制・外出自粛をお願いしてまいりました。

また、防災行政無線放送や青色防犯パトロールカーでの巡回放送も行い、徹底した感染症対策を呼びかけています。ほかにも防災メールやLINE、テレ玉データ放送、ほんじょうエフエムなど、あらゆる手段を用いて町民の意識に働きかけたところであります。

また、不要不急の外出は控えていただくようお願いしておりますが、定期的な健診と受診や乳幼児の予防接種などは過度に控えず適切に医療機関を受診するよう、ホームページでも周知しております。

町内の保育士のワクチン接種についてであります。多くの保育士の1回目接種が終了している状況であります。町ではキャンセルが発生した際に、接種を希望する保育士、保育園に連絡し、ワクチン接種ができるよう体制を整えております。そのほか、御自身で予約し接種される方や住所地で接種をする方もおり、接種状況は進んでいるものと思われま。

今後も気を緩めることなく、町民の健康・命を守るため、引き続き町民の皆様へ感染防止の協力をお願いするとともに、新型コロナウイルスワクチン接種にも全力で町として取り組んでいきたいと考えております。

なお、学校関係については、教育長に答弁させます。

次に、3、小・中学校の安全対策についてのお尋ねのうち、①危険箇所の総点検と対策を急ぐことについてでございます。

初めに、本年6月28日に、千葉県八街市の市道におきまして、下校途中の小学生の列に飲酒運転のトラックが衝突し、児童2名が死亡、3名が大けがを負う大変痛ましい事故が発生いたしました。お亡くなりになられたお子様の御冥福を心よりお祈りいたすとともに、家族の方々に対しましても、お悔やみを申し上げたいと存じます。また、負傷されたお子様の一日も早い御回復を願っているところでございます。

通学路における交通安全の確保につきましては、これまで小・中学校等の通学路等を対象とした通学路安全総点検を実施するとともに、道路管理者及び地元警察署により安全対策に取り組んでおります。

通学路安全総点検とは、県から小・中学校等に通学路等の点検を依頼し、学校等の教職員及び保護者等の協力により、児童・生徒等の視点に立って交通安全施設等を確認していただくもので、平成14年以降、5年に一度、計4回にわたり実施しております。

道路管理者と地元警察署は、通学路安全総点検の結果を踏まえて、必要な対策を市町村の教育委員会等と話し合いの上決定し、県で埼玉県通学路整備計画として取りまとめているところでございます。

前回実施した平成28年度から4年が経過し、通学路及びその周辺環境も変化していることから、今年度5回目となる通学路安全総点検の実施と令和4年度から令和8年度を計画期間とする第5期埼玉県通学路整備計画の策定・公表を予定しておりました。

しかしながら、県では千葉県八街市の事故を受け、第5期埼玉県通学路整備計画を当初予定の11月から前倒しして10月中にまとめるとともに、緊急な対策が必要な箇所は、可能な限り本年度中に着手すると伺っております。町においても、県と同様に、通学路における交通安全のさらなる確保に向けて早急に対応してまいりたいと考えております。

また、議員お話のとおり、神保原小学校北の宮本町通学路の速度規制に関する要望をお受けしております。速度規制につきましては、警察の管轄となっているため、現在、この内容については、本庄警察署に早急な対応を要望しているところでございます。町といたしましては、交通事故のない安全・安心な通学路の実現を目指し、引き続き取り組んでまいりますので、御協力をお願い申し上げます。

教育委員会における対応については、教育長より答弁させます。

次に、4、道路や橋の管理についてのうち、①SNS活用がもたらす効率化についてでございます。

高度経済成長期に整備された道路や橋梁は50年以上が経過し、今後急速に老朽化が進むことが懸念されております。施設の整備効果を持続的に発揮するには適切な維持管理に努め、健全な状態に保つことが重要と考えております。

一方で、社会経済情勢の変化や住民ニーズの多様化等により、職員1人当たりの業務量は増加しており、住民サービスの向上や職員の業務負担の軽減を図るには、業務の効率化が欠かせません。

現在、町では道路や橋梁の状態を定期的に点検し、舗装の個別施設計画や上里町橋梁長寿命化修繕計画に基づいた計画的な修繕を実施するとともに、職員によるパトロールにより日常的

な維持管理に努めております。

また、業務の効率化に当たりましては、議員お話のSNSの活用について、本町でも令和2年1月から3月までの約3か月間、スマートフォンから道路損傷箇所等を通報できるサービス、楽と〜ばんをNTT東日本より提供を受け、施行運用いたしました。本サービスの施行運用は、職員に限定しておりましたが、道路の損傷箇所等を発見した際には、写真や位置情報などをつけて効率的に報告でき、報告箇所の一元的な管理や対応状況を確認できるものでありました。本サービスは、開発途中等の理由により本格導入には至りませんでした。SNSを活用したサービスは、行政と住民の協働による持続可能な町づくりを進める上で有効な手段の1つであると考えております。

今後とも、選ばれる町、住み続けたい町の実現に向けて、道路や橋梁の適切な維持管理と業務の効率化についてSNSの活用を含めて十分に検討してまいります。

次に、5、神保原地区駅北まちづくり事業についてのお尋ねのうち、1、駅北まちづくり事業発起人会の今後の整備方針と事業内容についてでございます。

神保原駅北まちづくり事業につきましては、昨年9月に地元有志から成る発起人会が発足し、これまで課題解決に向けた考えやアンケート調査の内容など、町づくりの土台となるものについて検討を重ねてまいりました。

本年3月に実施したアンケート調査では、地域の課題解決に向けた道路や駅前広場の整備、駅舎の検討、地域活性化の核となる高等学校移転誘致計画推進など、町の考えを町民の皆様にお示しし、約9割の方に御賛同をいただきました。

この結果を受けて、現在、町では神保原駅北の将来像や課題解決に向けた整備方針など、町づくり推進の指針となる駅北まちづくり基本構想の検討に着手いたしました。

駅北まちづくり基本構想の検討に当たりましては、発起人会で協議した後、地域の皆様とともに幅広い視点で駅北の町づくりを考えていく、神保原駅北まちづくり協議会に引き継ぐことにし、多くの町民の皆様の御意見をいただいた上で、本年度中の策定を目指してまいります。

神保原駅北まちづくり協議会につきましては、年内の発足を目指しており、本協議会での検討事項としましては、駅北まちづくり基本構想、駅北周辺の具体的な整備計画や整備手法などを検討してまいります。

住民説明会につきましては、まちづくり協議会での検討を踏まえた駅北まちづくり基本構想をお示ししたいと考えており、本年度中の開催を目指してまいります。

議員御指摘のとおり、スケジュールにつきましては、当初の計画から変更しておりますが、今後も町民の皆様の町づくりに対する御意見をしっかり受け止め、にぎわいと活力のある町づくりを進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、②駅北まちづくり事業の核として、旧トライアル跡地に本庄第一高校を誘致したいと町は6月頃まで予定していたと思うが、その後の状況についてでございます。

現在、町では神保原駅北まちづくり事業の推進を図るため、地域活性化の核となる高等学校の移転誘致計画の実現に向けて取り組んでいるところでございます。

本年1月以降、町では学校法人の理事会において選定された移転希望地である神保原駅北側の大型商業施設跡地について、公有地化を図るため、地権者の代理人と交渉を重ねてまいりました。

交渉経過につきましては、既に本年6月の全員協議会において、議員の皆様にご報告させていただきましたとおり、地権者側から再考したいとの申出がありました。このことにつきましては、学校法人にも同様に報告させていただき、引き続き当該用地の取得に向けて取組を継続していきたい旨を伝えております。

その際、学校法人からは、駅から徒歩10分圏内の用地に移転という方針とともに、当該地への移転検討について変わりはないとのお答えをいただいております。町といたしましては、再度用地交渉を進められるよう地権者側と協議をしてみたいと考えております。

これまでの答弁で申し上げましたとおり、学校法人の移転計画が現実となれば、昼間人口が増加し、特に若年層の増加により、地域へ若々しさとにぎわいをもたらすことにつながり、産官学の連携による町づくりの実現可能性もあり、地域経済への効果が期待されると考えております。

たやすい道のりではございませんが、町といたしましては、粘り強くこの事案に取り組み、学校法人の移転計画を実現させたいと考えております。

町民の皆様、議会の皆様には、引き続き御理解・御協力のほどよろしくお願いいたします。
以上です。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。
教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 新井實議員の御質問に順次お答えを申し上げます。

まず、2、新型コロナウイルス感染者数に占める子どもの割合が急拡大していることについての①新型コロナウイルス感染者数に占める子どもの割合が急拡大しているため、大人が注意して感染を防ぐことについてでございます。

新型コロナウイルス感染症については、変異株への置き換わりが進む中で、町内でも新規感染者数が増加しております。一刻も早く、この感染状況を抑えることが必要であり、学校や家庭においても危機感を共有し、感染症対策の徹底を図ることが重要でございます。

上里町内の小・中学校では、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じ、8月27日から2学期が始まりました。

小・中学校での感染拡大防止対策につきましては、まずは健康観察の徹底でございます。日々の健康状態を確認するため、朝夕の検温・健康観察を行うこと、発熱等の風邪症状が見られる場合や家庭内に体調不良者がいる場合は登校せず、自宅で休養することを保護者に繰り返しお願いしております。

次に、手洗い・マスク着用の徹底でございます。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入るときやトイレの後、給食の前後など、小まめに手を洗うことを児童・生徒に指導しております。また、鼻と口の両方を確実に覆うマスクの正しい着用を指導しております。さらに、適切な換気の実施が重要でございます。換気は可能な限り、常時2方向の窓を同時に開けて、十分な換気ができるようにしております。

上里町におきましては、児童・生徒の感染経路のほとんどは家庭内感染によるものでございます。個人の基本的な感染予防対策は、変異株であっても三密や、特にリスクの高い5つの場面の回避、マスクの適切な着用、手洗いなどが有効とされております。児童・生徒だけでなく、保護者に対しても繰り返し周知しておりますが、今後も気を引き締め、協力をお願いしてまいります。

上里町の学校の教職員のワクチン接種状況でございますが、夏季休業中に上里町の学校の教職員にも、町内の医療機関や集団接種会場において、キャンセルが発生した場合に対応するためのキャンセル待ちリストへの登録に協力してもらい、接種を進めております。

また、教職員はエッセンシャルワーカーに当たるため、埼玉県ワクチン接種センターで優先的に接種を行っております。接種は任意でございますが、上里町の教職員のワクチン接種状況は進んでいると思っております。

新型コロナウイルス感染拡大が長期化し、児童・生徒に様々な不安やストレスを抱かせることが懸念されています。これからも引き続き教職員が児童・生徒の気持ちを丁寧に理解し、不安や悩みを受け止め、家庭と連携して寄り添った対応を行ってまいります。

また、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察や健康相談の実施等により、児童・生徒の心の変化を的確に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携し、児童・生徒、保護者の心のケアに取り組んでまいりたいと思っております。

次に、3、小・中学校の通学路の安全対策についての①危険箇所の総点検と対策を急ぐことについての御質問にお答えいたします。

6月28日に、千葉県八街市で発生した交通事故がテレビ、新聞、インターネット等で報道され、心を痛めているところでございます。お亡くなりになった児童の御冥福を心よりお祈りい

たします。また、負傷された児童の一日も早い回復を願っております。

通学路の点検につきましては、先ほど町長から答弁がございましたように、平成14年度から5年ごとに通学路安全総点検を実施しております。町内小・中学校では、埼玉県本庄県土整備事務所からの依頼により、令和3年4月下旬から7月にかけて点検を行い、結果表を8月中旬に埼玉県本庄県土整備事務所に提出する予定でしたが、八街市で発生した交通事故を受け、提出日が前倒しとなりました。教職員や保護者に協力をいただき、8月上旬に提出したところでございます。

危険箇所の選定につきましては、見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所、過去に事故に至らなくてもヒヤリハット事例があった箇所、保護者や見守り隊から改善要請があった箇所等の観点を踏まえて選定しております。

また、八街市での交通事故を受けて、通学路の危険箇所を早急に把握する必要があると判断し、教育委員会独自に全小・中学校にヒアリング調査を行い、私も実際に現場を確認しました。引き続き危険箇所の把握に努めてまいりたいと思っております。

神保原小学校北の宮本町通学路の速度規制に関する要望書でございます要望箇所につきましては、神保原小学校から提出された点検表の中にも含まれております。

児童・生徒の安全を守るため、できるだけ早く危険箇所を改善する必要があると思っております。

今後も町長部局や本庄警察署等の関係機関と連携を図り、通学路の安全確保に向けた取組を確実に実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） どうも、町長、教育長に大変詳細な御答弁ありがとうございました。それでは、何点か再質問をさせていただきます。

(1)の政府は新型コロナウイルス感染者の療養方針を見直すことについての中で質問をさせてらさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染者が急増しております。病院で入院治療を受けられずに自宅で亡くなる人が相次ぐなど、医療の機能不全が深刻になっています。政府と自治体は体制を立て直すため、臨時の医療施設を早急に整備すべきだと私は思います。今必要なのが患者の医療へのアクセスをまず確保することが一番大事です。医師や看護師の目が届きにくい自宅療養の患者は、症状の悪化に速やかに対応できずに重症化してしまうリスクが大変多くなってしまってお

ります。

こうした事態を避けるためには、中等症患者を受け入れる大規模な臨時の医療施設を各地に造るべきだと思います。また、体育館でもイベント会場でもよいと思います。医師や看護師が常駐し、限られた医療資源で多くの患者を治療できる体制が必要だと思いますが、町長はこのことについて、県のほうでは臨時医療施設をまだはっきり造るとは言っておりませんので、是非上里町もここへ来て、1か月で100人を超えるような新型コロナ感染者が出ているような状況でありますので、本庄児玉郡市のどこかに野戦病院みたいな何か大型の体育館とか、そういうイベント会場等々を利用して造るようなことを埼玉県や保健所、そして本庄児玉郡市と是非協議いたしまして、お願いしたいと考えているところですが。山下町長の見解をお伺いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井實議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほども報告しましたように、感染者が急増している状況でありまして、私自身も昨年のコロナの感染の最初の頃を思い出しまして、非常にこの感染症については大変心配しているところでありまして、先ほど新井議員からもありましたように、自宅療養ということについてどう考えているかということで、このコロナ対策については、常に本庄保健所、県の出先機関である本庄保健所と緊密に連絡を取って、それは土日もかかわらず、常に情報を交換している状況でありまして、その連絡体制については、十分とはいかないまでも、今の本庄保健所の能力かして、上里町に対する情報提供は十分といいますか、いただいているなという形で、まず連絡体制がきちんとできていないと、そういった療養者に対しての情報が通っていないということ、連絡取れていないということになりますのであります。

私のほうで、自宅療養や宿泊施設でどのような治療を行っているのかというところを確認したところ、自宅療養や宿泊施設では、リスクに応じた健康観察の体制を整備し、療養期間中の安全性を高めていますということであります。自宅療養者などへは、1日2回の健康観察、必要に応じた電話診療や薬の処方などや24時間対応の体調不良者などの相談を受け付け、症状が悪化した患者を診療、検査、医療機関等に取り次ぐなどを行っているようであります。宿泊療養施設では、医師や看護師が滞在し、健康観察を行っているようであります。

私のところへ、県内の宿泊施設の受入れとして13施設があります。一番近いところでは熊谷市ですか、のホテルが受入れ、宿泊療養施設となっているようであります。この自宅療養者については、何とか宿泊施設なり入れてやりたいという気持ちも、私も新井議員と同様に思っているわけですが、その発生の状況を見ますと、全てというわけにはなかなかいかないという状況でございます。何とか町としては、ワクチン接種を進めて感染者の増加を防ぐと

いうことを第一に考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） どうも答弁ありがとうございました。

是非、感染者がだいぶ増えてきたというので、なるべく早く大量に診られる施設を、臨時医療施設をお願いしたいと思います。

それと、おとといあたり新聞でも、テレビでもNHKでやっていたんですけども、埼玉県内で31日に新型コロナウイルスに関して、自宅療養し、県の宿泊・自宅療養者支援センター、これは保健所とはまた違う、保健所が依頼している民間の施設だと私は受け取ったんですけども、健康観察をしていたさいたま市の60代の男性を含む4人の死亡が判明したと、死者は累計894人となってしまったと。さいたま市によると、男性は11日に陽性が判明後、13日からセンターが病状を観察、男性からは24日まで電話や同センターの看護師からの連絡に応答がない状態が続いた。同センターは取決めに定められた市の保健所への連絡を行わず放置したと、これは重大な問題ですよ、これ。27日になって、別に暮らす家族が異変に気づいて救急要請したが死亡が確認されたと。同居する妻も自宅療養中だったが、容体が悪化し、27日に入院してしまつたと。

県によりますと、同センターが健康観察中の患者が死亡したケースは今回で3例目だそうです。また、新規感染者数の急増で業務が逼迫し、自宅療養者数を過大に計上していたことも分かっていると。今回のケースについて、同センターは県に患者数が多くなり過ぎて対応し切れなかったと説明しているそうです。人が亡くなってから言い訳しても、人の命は返ってきませんので、この辺を県にも強く要請してもらいたいんです。

先ほど町長が本庄児玉郡地区は、本庄保健所がコロナ感染症の方たちの人数や、それからいろいろな手当てをしていると思うんですけども、この本庄児玉郡には宿泊・自宅療養者支援センターって、県は外部委託をしているようなことはないんでしょうか。それをちょっとお聞きしたいんです。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井實議員の再質問にお答え申し上げます。

県の支援といいますか、支援センターについての情報は一切ございません。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） それで。私としますと、国会でもちょっとこの間問題になったんですけれども、公明党議員の高木参議院議員でしたか、厚生労働大臣に対して、自宅療養者への支援に関して、見守りや生活物資配布などが必要な患者の情報（氏名や住所）などが保健所から市町村に共有されていないケースがあり、支援したくてもできないという自治体の声、つまり、公明党の地方議員を通して聞いていると、こういう指摘をした中で、自宅療養者に身近な市町村による支援を拡充するため、保健所の多くを運営する都道府県と市町村の情報連携の強化や市町村の役割の明確に関する政府の方針を示し、各自治体に周知するよう迫ったんです。

そうしたら、田村厚生労働大臣は、事務連絡を出して徹底したいと、そういう回答をしているんですけれども、こういうことが国会の中で、つい最近ですよ、された中で、町としても県のほうからの一方的な話だけで、町でコロナに感染した場合に、ただ数字だけ、はい、今日は幾人出ました。はい、あさっては幾人出ました。昨日は幾人出ました。今日は幾人、それだけの対応では何としても、私とすると、やっぱり町民に対して、町として何か支援する必要があるんですよ。県は患者さんには、取りあえず、パックみたいので食べ物とか、いろいろな必要最小限のものを、2日に一遍だか、3日に一遍ぐらい配っているような感じですよ。市町村の中でも、そういうことをちゃんと把握して、町でかかった患者さんには、最小限必要な支援物資だとか、いろいろなものを電話で聞けば役場の職員なり、ここで言えば社会協議会ですか、そんな人たちが行って支援をしていると、そういうような感じなんですけれども、上里町の場合、今後県や保健所に対して、やっぱり必要最小限の情報は保健所からいただいて、できる限りのことはすべきと思うんですよ。町長の答弁をお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井實議員の再質問にお答え申し上げます。

県から自治体ですね、個人にまつわる情報ということの扱いだと思います。県として、個人情報情報の取扱いや保健所での取扱いについての考えを確認させていただくことで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） 次に、2番の新型コロナウイルス感染者数に占める子どもの割合が急拡大することについての中で再質問をさせていただきます。

つい二、三日です。本庄のある高等学校で感染者が出て、学校が今休校しているそうです。そんなふうなことも出てきましたので、大変なことだなと私もちょっとびっくりしております。

いずれにせよ、子どもの感染者増につきましては、重要なのは、先ほども埴岡教育長がおっしゃっておられましたとおり、まず、親が感染しないことが大事だと思います。

それから、親や子どもの体調、先ほども言っていました。毎日チェック、体温の測定やせきが出ないか、マスクをちゃんとしているか等々も、やっぱり保護者、観察する必要があると思います。

それから、学校の教育ですよ。そこにはやっぱり、学校によって相当、公立校と私立校との差はあると思うんですけれども、対面とオンラインとのハイブリッド授業等々を考えたり、また、分散登校や変則授業等もしてもらいたいと思います。

また、更衣室、自習室、学級等の使用、児童・生徒の移動時にいろいろ気をつけてもらいたいと思いますが、この辺に対する学校の対応と対策について、埴岡教育長に御答弁をよろしくお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 新井實議員の再質問にお答えを申し上げます。

学校の様子を本当に心配していただきまして、誠にありがとうございます。

学校の方では、8月27日に新学期が始められるよう、夏休みの間に、その辺につきましては、十分な対応をしております。特に、人数が多いクラスにつきましては、空き教室で分けるとか、あるいは大きな教室に移動して密を避けるなど、そういうような対応も考えてはいましたが、今のところ、密を避ける状態で感染防止の対策を取りながら順調に授業を進めることができっております。

それから、分散登校等ありますが、分散登校はニュースでもお話はされていますが、半分の生徒が、生徒、児童、子どもたちが学校を休むわけです。そうしたときに、家庭にいる間に子どもたちの面倒をどうしなくてはいけないんだろうかというようなこともいろいろ考えた末、家庭で子どもたちが1人であるという状況と、あるいは学校で教員が把握している状況、どちらが子どもたちにとって安全・安心なのかというようなことも考えながら、上里町においては分散登校はしないこととしております。

ただ、御家庭で心配な場合は、学校には登校せず家で待機、こういうのも可能です。その場合も、学校では欠席扱いとはせず、家庭待機、出席停止というような扱いで欠席扱いにはせず、子どもたちには不利にならないような状況で対応しております。

また、オンラインですが、タブレットを家に持ち帰ってということですが、今のところ、まだそういうような状況ではありませんが、長期休業等でタブレットが必要になった場合は、使えるような準備は今進めているところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） どうもありがとうございました。

次に、神保原地区駅北まちづくり事業についてお伺いいたします。

町長から先ほど①のまちづくり事業の発起人会の今後の整備方針については、大体伺いまして、いずれにせよ、発起人会を開いて、地元説明会を早くやっていただいて、それで、遅くても12月の半ば頃までにはまちづくり協議会を立ち上げて、それで、地権者のいろいろな意見や要望がありますので、聞かれる体制ぐらいまでは是非持っていきたいと思いますが、町長の答弁、よろしくをお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井實議員から、駅北まちづくりの協議会の設立についての再質問でございます。

答弁でも話しましたように、第1回のまちづくり協議会の設立を、年内をめどにどうか、目標に準備進めさせていただきます。この辺も発起人会にきちんとスケジュールを説明させていただきますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） では最後に、駅北まちづくり事業の核として、旧トライアル跡地に本庄第一高等学校を誘致したいと町は6月頃まで予定していたと思うが、その後の状況について、先ほど町長から、第一高等学校、塩原学園側は、このことについては、町長さっき答弁していただいて大体分かりました。再交渉をして、第一高等学校は、できれば神保原のほうへ来たいということで、私も前に町長からも聞いたことありますが、去年ですか、國學院大学の大学のほうと高等学校のほうで連携協定を結んで、将来的にはやっぱり進学率やクラブ活動等、実績を上げながら、やっぱり附属高等学校に第一高等学校もしてもらいたいという要望が随分あるような感じをいろいろなところから聞いております。

そういう中で、やっぱり交通の便利さ、それから本庄の場合は駅からものすごく遠いと、バスでなければ行けない、それから利根川に近くて、もし災害が起きた場合には大変なことになってしまうと思うんですね、利根川のすぐ隣ですから。そういう災害の、水害等々のこともあり、さらには、本庄には新幹線の駅は早稲田本庄駅ということで、早稲田大学の附属の高等

学院というのがあるわけですよ。やっぱり七、八万人の今町の中で、大学の附属が2つも、3つもあっても非常に大学、高校によっては何というんですか、競争みたいなあれができたりいろいろあるから、私の考えでは、第一高等学校は本庄市でなくて、やっぱり違う町へ、まして上里は近いから、神保原駅から歩いて三、四分のところですから、これはやっぱり本当にほかとは違うと思うんですよね。だから、当然、学校も何とか神保原のトライアル跡地へ来たいと、そういうことで、町長のほうにも、またお願いが来ていると思います。

また、今後、上里町は5年、10年、20年と考えてきた場合、やっぱり私は町長が言われるように、駅北の活性化、それから経済の振興やいろいろな意味で、これだけ駅北は寂れ切っているんで、これを活性化するには一気に町を変えていかなければならないと私は思います。

そういう中、昨日ですか……

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員に申し上げます。

通告時間が過ぎましたので、手短にお願いします。

○14番（新井 實君） そういうことで、是非コンパクトな町づくりを目指して、町長が言っているように。そういうほうで一生懸命、我々議員団も応援しますので、頑張ってやっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 今のは質問ですか。

〔14番 新井 實君発言〕

○14番（新井 實君） 町長のそれに対する答弁をお願いします。時間過ぎてしまって申し訳ないです。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 新井實議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど答弁で申し上げましたように、町といたしまして、再度用地交渉を進められるよう、地権者側と協議してまいりたいと思っております。これについては、大変、先ほど言いましたように、たやすい道のりではございませんが、町といたしまして、粘り強くこの事案に取り組み、学校法人の移転計画を実現させたいと考えております。

繰り返しになりますが、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） 14番新井實議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は10時50分からとします。

午前10時40分休憩

午前10時51分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

12番杓澤幸子議員。

〔12番 杓澤幸子君発言〕

○12番（杓澤幸子君） 議席番号12番、日本共産党の杓澤幸子です。通告に基づき一般質問を行います。

今回は、1、公共施設等について、2、平和事業について、3、コロナ感染対策についての3項目です。

それではお願いいたします。

1、立地適正化計画について、①立地適正化計画の誘導施設について。

町は居住や都市機能の立地と公共交通の充実、連携により、コンパクトで持続可能な町づくりを目指し、立地適正化計画を策定中ですが、計画の第6章、誘導施設の設置に関する基本的な考え方として、誘導施設は拠点を担う都市機能誘導区域において、多くの町民が利用する高次都市機能施設や中心拠点ににぎわいを生み出す機能を持つ施設など、駅周辺という利便性の高いエリアに積極的な誘導を図る必要がある施設を設置するものとし、誘導施設の対象外として病院を例に挙げ、県レベルでの広域的な視点で医療圏域での調整が必要な施設であり、本町のみで全てに都市機能を賄うのは困難です。そのため隣接自治体と都市機能を分担、補完していくことが必要となり、拠点間を公共交通ネットワークでつなぐことで、本町に不足する都市機能を補完していくことが考えられますとしています。

この考えから言えば、子育て支援施設として教育施設に高等学校、大学、専門学校等と明記し、その理由を広域性が高く、教育の振興を図る施設として、子育て環境の充実及び拠点のにぎわい創出のため、誘導が望ましいとすることは矛盾を感じます。

立地適正化計画の目的は、将来の人口減少を見据え、コンパクトにしていくことで効率化を図ることで、住民サービスを維持すること、そして、住み続けられる町づくりを整えていくことです。基本的な考えは、現在ある施設を集約して減らすことです。現状にもない高等学校や専門学校等の施設に血税を投入する時代ではありません。誘導施設は、全町民の利用頻度が高い施設で、多くの町民が利用することでにぎわいを生み出す施設であるべきです。少子化が著しく進んでいる下で、義務教育施設でもない私立高等学校の施設を優先する必要があるのでしょうか。

また、役場については、拠点性の高い施設として、誘導施設に分類することはよいと思いますが、高齢化社会に向かう中で、住民サービスに関わる仕事など、内容によっては機能の一部を住居地の各公民館など身近な施設に移し、庁舎の空きスペースは新たな活用方法を探るなど、

現実にとらわれない議論の場が必要ではないでしょうか。

今回は、コロナウイルスの感染拡大によって、立地適正化計画の住民説明会が中止となっています。8月5日から本日までのパブリックコメントの反応はどのくらいあったのでしょうか。

基本的な将来の町づくりに当たって、もう少し住民の声が反映される計画にさせていただきたいというふうに思うところがありますので、町長のお考えをお聞きいたします。

②保健福祉複合化建設計画の進捗状況について。

6月15日の全員協議会において、神保原駅北口周辺の町づくりに関する調査結果と併せ、駅北の商業施設跡地の地権者との話し合いについて、交渉条件が折り合わず、一時交渉を中断しているとの報告がありました。

町づくりに関するアンケートの2の4、神保原駅北口周辺の将来像についてお伺いします。は、囲みで、中心拠点としてふさわしい新たな駅北口の町づくりを目指すために、高等学校の移転誘致計画の推進を含め、神保原周辺の町の環境づくりも重要と考えますと、町の考えを示した上で、重要順位を尋ねた設問でしたが、1位は、安心・安全な道路環境や快適に歩行できる歩行環境づくり、2位は、駅周辺を楽しく巡れるような商業環境づくり、そして、3位が健康増進、医療、福祉分野を推進した環境づくりでした。

そこで、慎重に検討するとしていた保健福祉複合施設の建設場所について、再度お尋ねしたいと思います。

同時に、3年間の継続事業でありますので、そのめどについても確認をしたいと思いますので、答弁をお願いいたします。

③公共施設複合化建て替えに係る民間活力導入可能性調査等業務委託についてお伺いいたします。

保健福祉関連3施設の複合化建て替えに係る民間活力導入可能性調査業務委託料費として1,188万3,000円の予算が組まれ、9月末までの予定で業務委託されていると思いますが、具体的にはどのような内容に対しての民間活力の可能性を調査するものなのか、調査委託の内容と結果がもう既に出ていると思いますので、その状況についてお聞きしたいと思います。

また、今後10か年の公共施設計画においても、各施設に対して、こうした委託を行っていく考えがあるのかどうか、併せてお聞きいたします。

2、平和事業について、①非核都市宣言の看板について。

町は1989年12月1日、核兵器のない平和で健康的な都市づくり宣言をし、七本木の古新田地内と勅使河原の勝場地内に周知の看板を設置してきましたが、経年劣化し、文字が薄れてきています。また、古新田の看板は、角度によって電柱と重なって見えにくくなっています。勝場地内の看板は、新しい橋が完成すると群馬県からの車の流れが変わります。より多くの人に見

えるようにすることについてお尋ねしたいと思います。

②平和首長会議加盟自治体として、③核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名については、関連しますので、一括してお聞きします。

平和首長会議は、1982年6月、ニューヨークの国連本部で開催された第2回国連軍縮特別会議において、核兵器廃絶に向けて、国境を超えて連帯することを提唱した広島・長崎両市長が世界各国の市長宛てに賛同を呼びかけ、世界平和連帯都市市長会議を設立しました。その後、1991年に、国連経済社会理事のNGOに登録され、2013年に平和首長会議に名称を変更し、2021年8月1日現在で、世界165か国、8,043都市が加盟し、国内では1,734自治体、99.6%が加盟しています。上里町も平和首長会議に参加していますが、住民にはそのことが知られていません。

被爆者の長年の訴えと核兵器廃絶を目指す被爆者署名の取組や協働の力が実って、2017年7月7日、国連会議で採択された核兵器禁止条約は昨年10月に、条約発行の条件であった50か国の批准に到達し、今年1月22日条約が発行され、国際規約として核兵器を使用すること、造ること、全てが禁止することになりました。現在の課題は、核兵器禁止条約の署名・批准を求める国を増やすことです。特に、唯一の戦争被爆国である日本政府が署名・批准し、核兵器廃絶の先頭に立つことが大事です。

全国の平和首長会議の参加自治体の中には、ホームページで核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名を呼びかけているところもあります。上里町も署名の呼びかけや平和首長会議に参加している目的、また、平和首長会議の活動などを住民に積極的に周知することについて、町長の考えを伺いたいと思います。

3、コロナ感染症対策について。

先ほどの同僚議員とダブる点もありますが、お願いしたいと思います。

①PCR検査の補助制度について。

新型コロナウイルスの感染爆発が全国的に拡大し医療崩壊が起っています。町内感染者も7月末の155人から8月末には283人と倍化の勢いです。県も感染経路の把握が間に合わず、情報提供も人数だけになるなど、あらゆる対応が追いつかない状況になっているようです。感染力が強いとされるデルタ株の感染拡大は、いつ、どこで、誰が感染してもおかしくない状況になってきていますので、気軽に感染の有無を調べることができる対策が必要です。

秩父市では、感染症状はないが、感染に不安のある方、介護老人福祉施設で働いている方などを対象に、市が購入したPCR検査、唾液採取用検査キットを自己負担額1,000円で提供しています。そのほかに、一定の高齢者や基礎疾患を有する方が本人の希望で検査を行う場合のPCR検査、上限2万円、抗原定量検査、上限7,500円のいずれか1回の助成も行っているよ

うです。不安を放置しないためにも、また、感染を早期に止めていくためにも、何らかの検査の補助制度が上里町にも必要ではないでしょうか、町長にお考えをお聞きいたします。

②自宅療養者の支援について。

連日、2万人超の新規感染者が発生するなど爆発的な感染拡大が広がり、入院できずに自宅療養を余儀なくされる感染者が増えています。そのため、家族間の濃厚接触が避けられず、さらに感染拡大を広げる状況になっています。中等症であっても入院先が見つからずに自宅療養を余儀なくされる事態もあります。

そんな中、政府は入院を重症者に制限し、自宅療養を原則するという方針を出しているわけです。医師や専門家は、早めの治療の必要性を訴えています。軽症のうちには自宅にいるしかなく、症状が悪化しても入れる病院が探せず、自宅療養をせざるを得ない状態の中、埼玉県では60代の独り暮らしの方が体調管理体制も取られないまま自宅で死亡する重大な事案が起きています。

福井県は、医療の専門家からの提案があり、仮設病院を福井市内の体育館に設置し、医師や看護師を近隣の病院から派遣する方法で準備をつくっていると、いち早く報道されました。埼玉県でも、一刻も早く臨時の医療施設を確保することが重要だと思います。

そこで、県に対し、数か所の臨時の医療施設の確保を求めているというふうに思っています。

自宅療養者とその家族に対し、そのほかにも食料や生活日用品などの支援を切れ目なく行われているかどうか、感染者急増の下で食料品の配達が遅れている、1週間何も届かなかったなどの報道もあるわけです。県の対応が間に合わない場合、他県ですが、要望があった御家庭にて自治体で食料品の支給を実施しているところがあるようです。個人情報等の問題もこれから県と相談していくとの先ほどの同僚議員への答弁もありましたが、自治体も現在感染者の氏名や住所を把握していない段階において、例えば本人の申入れによって自治体が支援することは可能ではないでしょうか。

命に関わる重要なことですので、町民に対し、そうしたことを周知すれば、いざというとき、自らが要望するということが、個人情報も守られるのではないかというふうに思います。早急な決断と対応をお願いしたいと思いますので、町長の答弁をお願いします。

③児童・生徒のタブレットの活用状況について。

今まで感染しにくいとされていた子どものコロナウイルス感染が、デルタ株が主流になってから変わってきました。しかし、保護者世代のワクチン接種は進んでおらず、親から子どもへ、子から親に感染するケースも増えている現状は大変な脅威です。

厚生労働省の速報値によれば、10代以下の感染者数は、7月20日までの1週間では3,450人

でしたが、8月17日までの1週間では2万2,960人と6倍化しています。そうした中、8月27日から2学期がスタートしました。一般質問の通告時には、学級閉鎖や学年閉鎖などの基準についてお聞きする予定でしたが、文部科学省から学校臨時休業する際のガイドラインが出されています。また、自治体によっては夏休みの延長や分散登校に踏み出しているところもあるようです。

町は、児童・生徒と、その家族の健康を最優先する対応策を準備していると思いますので、その内容についてお尋ねしたいと思います。

不織布マスクの徹底など、感染予防対策が第一ですが、今後どんなに注意をしても感染が学校内で起きた場合、学級、学年、学校閉鎖や児童・生徒から登校を見合わせたい等の相談があった場合の対応や基準を早めに保護者等に示す必要があるのではないのでしょうか。そうした周知は行われているのかどうか、その内容についてもお尋ねしたいと思います。

GIGAスクール構想を急いだのは、一斉休校を体験し、リモート授業などを保障するためでした。1人1台の端末の整備と就学援助制度を利用している児童・生徒の御家庭にはWi-Fiの整備も行いましたが、それ以外の各御家庭の通信整備の把握と家庭への端末の持ち帰りはどのようになっているのでしょうか。また、通信費の負担はどのようになっているのでしょうか、お聞きしたいと思います。

さらに、児童・生徒たちのリモート授業に取り組むに当たっての運用手順の確認はできているのでしょうか。自宅学習を希望する児童・生徒に対しては、どのように対応する考えを持っているのか。この項目につきましては、教育長にお尋ねし、1回目の質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 沓澤幸子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤幸子議員の御質問に順次お答え申し上げます。

まず、1、立地適正化計画についてのお尋ねのうち、①立地適正化計画の誘導施設についてにお答え申し上げます。

立地適正化計画は、人口減少や高齢化が進む中、将来にわたって持続可能な町、歩いて暮らせる町の実現を目指し、コンパクトな町づくりへの転換を図るための計画でございます。

現在、計画案についてのパブリックコメントや説明動画の配信を行っているところであり、令和4年1月に策定と公表を予定しております。

計画の概要でございますが、日常生活に必要な施設や住居等がまとまって立地するよう、土地利用の誘導を行うとともに、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの施設等

にアクセスできるなど、地域交通の再編や連携なども含めて、都市構造全体を見直し、コンパクト・プラス・ネットワークの考えで町づくりを進めるものでございます。

コンパクトな町づくりの推進に当たっては、医療・福祉施設、商業施設などを誘導する区域と、その周辺に居住を促進して人口密度を維持する区域を設定いたします。

都市機能を誘導する区域につきましては、都市計画マスタープランの方針に基づき、神保原駅から徒歩800メートル圏内を基本とし、町民の皆様をはじめ、多くの方が利用できる公共施設や医療施設、にぎわいや活気を生み出す商業施設や教育施設の誘導を検討しております。誘導する施設のうち、議員お話の高等学校や大学などの教育施設につきましては、教育環境の充実により、子育て世代の居住場所を決める大きなきっかけとなり、定住促進につながることを期待されております。

また、広域的に人々が集まる施設であり、神保原駅周辺の昼間人口が増加し、特に若年層の増加により、地域に若々しさとにぎわいをもたらし、町の発展や活性化につながるものと考えております。

これらの施設の誘導につきましては、中長期的な取組が必要でございますが、神保原駅周辺の魅力づくりに努めるとともに、子どもから高齢者、子育て世代など、全ての方々にとって安心して住み続けられる町づくりを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、②保健福祉複合施設計画の進捗状況について及び③公共施設複合化建て替えに関わる民間活力導入可能性調査等業務委託につきましては、関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

町では、限られた財源の中で、効率的な公共施設の維持更新を進めるため、昨年3月に策定した上里町公共施設再配置維持保全計画、いわゆる個別施設計画に基づき、各施設対策を進めております。

個別施設計画においては、保健センター、老人福祉センターかみさと荘、福祉町民センターの3施設については、令和3年度から令和5年度を計画期間として、複合化建て替えを行うこととしており、現在、基本構想の策定を進めており、今年度中には施設概要、建設候補地、整備手法等を含めた基本構想を策定する予定となっております。

本格的な少子・高齢化が到来する中、限られた財源で住民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、質の高い公共サービスを提供することが公共施設等の管理者に課せられた重要な政策課題であります。

この実現のために、民間資金や経営能力、技術的能力を活用し、政策資金の効率的な使用を図りつつ、官民の適切な役割分担と責任の下に、公共施設等の整備等に関する事業の実施を民間事業者に行わせることが適切な案件については、可能な限り民間事業者に委ねることが求め

られています。

個別施設計画においても、施設更新、建て替えに当たっては、PFIの活用を検討することを基本原則の1つとして掲げており、基本構想の策定に当たっては、町が直接施工・直接管理によって施設整備・維持等を行う従来方式ではなく、包括的業務委託、指定管理者制度、DBO方式、PFIといった民間活用方式により事業の実施ができるか否かの可能性の調査と当該施設の基本構想を策定する業務について、民間活力導入可能性調査等業務委託としてコンサル事業者による業務委託を行っているところでございます。

具体的な作業内容としては、民間収益の視点から、個別施設計画の検討結果を踏まえ、保健福祉3施設以外も含め、施設の老朽化の状況や機能面での複合化・集約化が適切であると考えられる施設の抽出・整理、新たな複合化・集約化施設を整備するに当たっての適地の選定、その他、財政負担軽減効果を示すVFM、バリュー・フォー・マネーの有無の調査や民間事業者へのヒアリング等を実施、これらを踏まえ、施設整備に関わる基本構想を策定いたします。現在は、コンサル事業者による民間事業者へのヒアリング及びVFMの有無等について調査が行われております。

この3施設の複合化建て替えは、2029年度、令和11年度までを計画期間とする個別施設計画の施設対策事業において、唯一の施設更新、建て替え事業でありまして、更新に際して保有施設総量の適正化と集約を行うことで、施設更新と維持管理に係るコストを削減しつつ、これまでそれぞれの施設が担っていた役割と機能の維持・向上を目指しております。

人口減少・高齢化に対応した持続可能な町づくりを行う上でも重要な事業であり、新しい施設がより多くの住民の皆様の健康と福祉の増進に寄与できる施設となりますよう、基本構想の案がまとまりました際には、多くの皆様の御意見を賜りたいと考えておりますので、御支援・御協力をお願い申し上げます。

次に、2、平和事業について、①非核都市宣言看板について、②平和首長会議参加の意義と周知について、3、核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名については、関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

上里町では、核兵器のない平和で健康的な都市づくり宣言を平成元年12月1日に宣言し、七本木の古新田地内と勅使河原の勝場地内の2か所に宣言の周知看板を設置しております。設置から既に約30年が経過しておりますので、今後、必要があれば補修等を実施いたします。また、この宣言を町内外に周知するためにも、勝場地内の看板については、本庄道路・神流川橋の開通に併せ、設置場所の検討をしていきたいと考えております。

町では、この宣言の趣旨に基づき、各種の平和関連事業に参加や賛同をしております。町における平和事業の取組として、毎年終戦記念日の8月15日を間に挟み、前後1週間で戦没者追

悼パネル展示を役場町民ホールで開催しております。

また、原水爆禁止国民平和大行進など、毎年継続して団体の平和行動へ協力しております。そのほかに、戦争と平和を考える市民の集い、本庄九条の会と町以外の主催事業につきましては、行事後援を実施しており、今年7月には、埼玉県原爆被害者協議会主催により第36回原爆死没者慰霊式にメッセージを送りました。議員の御質問にあります平和首長会議もその1つであります。

平和首長会議は、原子爆弾による悲劇が二度と繰り返されてはならないとの信念の下、都市の連携を通じて、核兵器のない平和な世界を実現することを目的に、広島・長崎市の両市が中心となって昭和57年に設立され、事務局は広島市に置かれています。本町では、この平和首長会議の趣旨に賛同し、平成25年から加盟しております。

議員御指摘のとおり、平和首長会議の加盟をはじめ、町の平和事業の取組について、町ホームページなどをもっと活用し、核兵器のない平和で健康的な都市づくり宣言の実現に向けて、町民の皆様に核兵器の恐ろしさや戦争の悲惨さ、平和の大切さを呼びかけてまいりたいと考えております。

なお、核兵器禁止条約の署名・批准を求める署名について、自治体によってはホームページから平和首長会議のウェブサイトへ署名へのリンクを設定しているところもあるようですが、しかし、署名については、個人の考えに基づき、意見等に賛同を示すものであるため、町のホームページ上に署名へのリンクを設定することは控えさせていただきたいと考えております。

次に、3、コロナ対策についての御質問にお答え申し上げます。

まず、①PCR検査の補助制度についてでございます。

新型コロナウイルス感染症が増加しており、感染者や濃厚接触者となった方の話を聞くことがあるかもしれません。それが身近な人であるほど、御自身も感染しているのではないかと不安になることもあるかと思えます。このような不安を解消することは重要なことと考えますが、不安の解消を目的としたPCR検査を行うことは課題があると考えております。

まず、PCR検査により解消できる不安は、限定的な期間のみと言わざるを得ません。PCR検査の結果は、検査時点での新型コロナウイルスの感染の有無について確認できるものであります。感染早期の場合、ウイルスが検知されず陰性になることや、検査後に感染する可能性もあります。また、検査で陰性の場合も、そのまま陰性であると保証されるものではありません。

次に、医療機関でPCR検査を実施する場合は、医療機関に御協力いただく必要があります。検査費用も高くなる可能性があるという課題があります。PCR検査キットを利用し、希望者

自身が検査を行う方法もあり、この場合は費用を安く抑えられるものもあります。しかし、検査キットの結果では確定診断とはならないため、感染の可能性が高い場合には、医療機関を受診する必要があります。医療機関を受診については、御本人にお任せすることになるため、確実に受診していただくための対策も必要と考えております。

先ほどもお伝え申し上げましたが、PCR検査は、検査をした時点の結果です。陰性であった場合も、検査後の感染対策は徹底していただく必要があります。最近ではドラッグストアや通信販売等でも比較的安価な検査キットが手に入るようになってきました。必要なときにすぐ購入することもできるため、市販されている検査キットを活用していただけたらと思います。

感染の不安を軽減するためには、感染リスクを少なくする行動が重要と考えます。現在も住民の皆様には大変御苦勞いただいておりますが、いわゆる三密を避けていただき、マスクの着用、手指消毒、できることであれば、自宅においてもマスクの着用を行っていただくなど、日々の感染対策を徹底していただくようお願い申し上げます。

次に、3、コロナ対策の②自宅療養者の支援についてのお尋ねでございます。

新型コロナウイルスに感染した方が、自宅で療養する場合は、同居する家族への感染に注意する必要があります。一般的な家庭では、完全に隔離して生活することは困難なことが多いことと思います。宿泊療養であれば、家族と離れて療養するため、家族への感染リスクを減らすことができます。しかし、家庭の事情や御本人の希望により、宿泊療養を希望するとは限らないとも聞いております。宿泊療養に係る施設は、県が一定の条件を満たす施設を募集し、決定されているものです。このことから、宿泊療養に係る施設は、容易に増やすことができないものと考えております。

また、県では急増する自宅療養者の支援として、自宅療養者で中等症の方が増えた場合でも対応できるよう、協力医療機関を増やし、健康観察、診療の強化を図ることや酸素ステーションの設置を発表しております。症状の重い方への支援が強化されていくことは、命を守るために当然のことと考えております。症状の重さに関係なく自宅療養される方は、外出することができず御不便を感じていることと思います。このような自宅療養をされている方の情報は県が把握しており、公表されておらず、町へも伝えられておりません。このため、町が自宅療養者への支援を独自に行うことは難しいと考えております。

新型コロナウイルスに感染された方が自宅で療養される場合には、県による健康観察等の聞き取りが行われ、パルスオキシメーターの貸出しや食料が必要な方へは県から配食サービスが行われています。最近では、宅配等の民間サービスが複数ございます。このような民間サービスをできるだけ御利用いただけたらと考えております。

新型コロナウイルスに感染された方々は、体調の不安がある中、制約の多い状況で過ごされ

ていることと思いますが、皆様の一日も早い御回復を心からお祈り申し上げます。

次に、③児童・生徒のタブレット活用状況については、教育長より答弁いたします。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 沓澤幸子議員の御質問にお答えを申し上げます。

3、コロナ感染症対策についてのお尋ねのうち、③児童・生徒のタブレットの活用状況についてでございます。

その前に、議員御質問の10代の感染者数が急増している、それに対する対応についてお答えしたいと思います。

町内の学校におきましては、新型コロナの感染が始まった昨年度当初から家庭のほうと連携を取りまして、もし御家族に陽性者が出た場合は、その段階で家庭から学校に連絡が入り、子どもは家庭待機というような対応が徹底されております。1学期におきましても、家族の1人が感染したので、本人、学校を休みます、そしてPCR検査を受けますという報告が入ります。その後の報告は、陰性でしたという報告が多かったのですが、夏休みに入り、ラムダ株に置き替わりが進むに併せて、子どもも陽性でしたという報告が入るようにはなりました。

ただ、そこは徹底して家庭の協力を得られていますので、教育委員会としては、校内での感染を抑える、ここが一番だということで、その対応について万全を期している状況でございます。家庭で感染してしまうのはしょうがないな、とにかくその家庭で感染した子どもたちが学校に来て、また違うお友達に感染を広げない、させない、そこをしっかりと抑える必要があるということで、8月30日付で、文部科学省からも臨時休業、学級閉鎖の基準に対するガイドラインというのが発出されました。それに沿いまして、とにかくクラスで1人でも感染者が出たとしても、クラス内で感染の可能性がある場合は、校医さんの助言を受け、ちゅうちょなく学級閉鎖を行う、そういう覚悟でおります。

また、分散登校の話もありましたが、新井議員のときにお答えしたように、家庭に、分散登校で休んで、家庭にいる状況と、あるいは登校して、学校で様子を見る、その辺、あるいは校内での感染を予防するいろいろな観点を考えながら、上里町としましては分散登校でなく、全体の登校で感染を抑えながら教育活動を行おうというようなところでございます。

そして、沓澤議員の御質問のタブレットの状況でございますが、GIGAスクール構想による1人1台の学習用パソコン端末の活用ということで、昨年度末に児童・生徒1人1台のタブレットが用意できました。今年度当初より、町内全ての小・中学校の全学年においてスタート

いたしました。児童・生徒は、各学級担任より指導を受けながら授業で使い始めました。ローマ字を習っていない小学校1年生、2年生も楽しみながら文字を画面でタッチして、学習用パソコン端末を使用しております。

上里町では、感染拡大による臨時休業、あるいは長期休業の際に、学習用パソコン端末を家庭に持ち帰れるよう、学習用パソコンの使い方やルールづくり、家庭へ持ち帰った場合の約束事、家庭でのネット環境調査、環境が整っていない家庭への対応等について、保護者に理解していただき、丁寧に準備を進めてまいりました。

学習用パソコン端末の使い方や取扱い方、破損した場合の対応等につきましては、教育委員会で上里町ICT活用ハンドブックを作成し、教職員に配布し共有いたしました。また、各学級で学習用パソコン端末を使用する際には利用規定を定め、全校の教職員が共通理解を図り、児童・生徒に学習用パソコン端末を使うときの約束として指導できるようにいたしました。このような準備はかなりの時間を要しました。また、保護者には、学習用パソコン端末の利用の手引を配布し、利用について御理解をしていただいたところでございます。

夏休み中の持ち帰りを実施するに当たり、各家庭に事前に調査を行ったところ、Wi-Fi環境が整備されている家庭は92.8%でした。引き続き各家庭での通信環境の整備を進めていただけるようお願いしたところでございます。

なお、Wi-Fi環境が整備されていない家庭につきましては、モバイルルーターを無料で貸与できるよう、教育委員会のほうで準備しております。通信にかかる費用は家庭の負担となりますが、生活困窮世帯につきましては、就学援助制度で対応してまいりたいと考えております。

教育委員会が7月にまとめた各家庭の状況は次のとおりです。

家庭への持ち帰りについて、96.5%の保護者が同意すると回答しました。また、家庭への持ち帰りを希望すると回答した保護者は87.9%で、この夏休みに実際に家庭へ持ち帰った児童・生徒の割合、これは70.1%となっております。

また、オンライン授業等のため、教職員のスキルアップを図る必要があります。夏休み期間中にはオンラインでの学習を想定しての教職員ICT研修会を8月5日と8月26日の2回開催いたしました。定期的に行っている情報教育推進委員会では、今後のパソコン端末の管理について研修し、より使いやすいように各学校のICT環境の整備を行ってまいります。

おととい、昨日の町内の小学校の先生方の授業研修に参加してまいりましたが、早速研修会で得た内容を授業に生かしている、そういう先生もいました。

今後、感染が拡大し、学級閉鎖や学校閉鎖を余儀なくされた場合でも、児童・生徒の学習を止めることなく継続できるように対応を考えながら進めてまいりたいと思っております。

それから、議員御承知のとおり、学習用パソコン端末は、教育の幅を広げるにはとても有効なものです。決してそれが全て万能であるとは思っておりません。使い方を間違えると健康にも悪影響を与えかねません。学校では、正しい使い方を指導してまいります。各学校では、児童・生徒に対し、今までの教育に加え、1人1台の学習用パソコン端末を令和の文房具として活用し、学習をさらに楽しく効果的に活用できるように指導してまいります。今まで学校教育の中で大事にしてきた人と人との関わりや本との関わり、知識を学び取り、伝える力、相手を思いやる力など、これからも大切に、学校教育を進めてまいります。

2学期に入り、各学校では、感染症対策をさらに徹底し、教育活動を進めてまいります。今後とも御理解・御協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

立地適正化計画の誘導施設についての考え方でありませけれども、町がこの計画書の中に書き込んでいるコンパクトシティーにしていくための目的ですね、それはそのとおりなんだと思います。人口減少に向かっていくという、そういうことの中で、にぎわいが残せる、そして今までのサービスも守っていくためにコンパクトにまとめながらという、その観点は納得できています。

しかしながら、じゃ、その誘導施設、にぎわいとして考える誘導施設に何を持ってくるかというところが、私はちょっと違うんじゃないかなというふうに感じる場所です。例えば、この文書の中でも、対象外の施設として病院を上げているんですね。ですけれども、町が実施した北口の町づくりの地域の皆さんの意見では、教育施設というのは9番目だったんですね。町が高等学校を誘致したいということを訴えて行っているアンケートなんですね、2の4は。ですけれども、9位だった。3位に来ているのが健康増進、医療福祉の施設なんですよ。ですので、このコンパクトにしていかななくてはいけない、立地適正化計画で誘導、地域をつくって、そこに集約していく、その考え方を否定しているわけではありませんけれども、そこに何を誘導していくかというところは徹底的に議論する必要があるんじゃないかなというふうに思うところでは。

残念ながら、説明会も2回ともコロナの関係で中止されていますので、そういうことを今後どのように、すごく大事なことですので、それ1つを絞って町民と議論する場所、御意見を聞く機会つくっていく考えがあるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤幸子議員の再質問にお答え申し上げます。

立地適正化計画ということで、町としても将来の町づくり、今後10年、20年後の町づくりをどうするかという中で大きな流れを今計画しているところでございます。町としましても、少子・高齢化ということで、人口減少は避けて通れない、議員もおっしゃっているように、人口減少は避けて通れない中で、何とか人口減少は避けられない問題ではありますが、コンパクトな町づくりを進めることによって、持続可能な行政運営を行っていく必要があると思っております。

こういったところで、いろいろ自治体も、この近隣の自治体も、小学校の統廃合をしたいんだけど、住民の声でなかなか統廃合もできない、また、人口減少、当然減っている地区では、小学校すら維持できない状況の自治体もあると伺っています。

私としましては、そういった住民の皆さんの声を、できればコロナの前ならタウンミーティングみたいな形で直接皆さんとの対話の中で意見を伺いました。残念ながら、こういう今の状況でなかなかタウンミーティングの状況でないので、コロナが完了するという事はなかなか先の見えない状況でございますが、そういった住民の声を聞くことは前から言っていますように、大切だと思っておりますので、是非実現したいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 計画書自体は今年度中に完成していくということになると思います。そこに高等学校等と書き入れてあるわけでありますので、住民の声を聞く場所をつくっていきたいということでありますけれども、計画を決定する前に、そうした機会をつくる考えがあるのかどうか、再度お願いしたいと思っております。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤幸子議員の再質問で、今計画を進めているわけですが、今パブリックコメントを提示して皆さんからの御意見等を集約することは考えておるわけでございますが、コロナの状況を考えますとなかなか、こういった直接対話型の意見を集約するというのはなかなか難しいかなと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 非常に難しいけれども、工夫をして、やはり町民の声を聞いていく必要があると思います。

本庄市におきましては、広報を使ってアンケートをお願いしているんですね。封書を切り取って貼り付けるとそのまま送れる形、それでしたら全町民に、議会もそういう形で公共交通等のアンケートを実施しましたけれども、確実に住民に届くわけです。ですので、私は、この1点についてでも、やはり重要な課題ですので、聞く気持ちがあれば、お聞きできるのではないかなというふうに思いますので、その点について再度、コロナだからと言って先送りしていつては本当に困ってしまうというんでしょうか、何でもそれが理由になって住民の声が届かない町づくりになっては困ると思いますので、お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

立地適正化計画案は住民説明会ということで、中止になったことは大変申し訳ないと思っておりますが、説明動画、私が動画のときに挨拶して、皆さんにその立地適正化計画についてのパブリックコメントを求めています。実は、今日までが締切りでございます。御意見・御質問については、パブリックコメントにお答えしていただけますようお願い申し上げますので、住民の意見を聞く機会を十分とは言わないまでも、設けておりますので、是非そこに答えていただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） パブリックコメントは、あらゆる計画のときに行っていると思えますけれども、それで住民の声を聞きましたよという形で、ほとんど数名の方しか意見が上がっていない実情があると思います。

ですので、やはり住民自身もなかなかそういう形での意見の表明に参加されないというか、参加しにくいのか、議会のほうも責任を感じますけれども、やはり住民が参加しないうちにいろいろなことを決めてきているなというふうにつくづく感じています。

ですので、この辺について、それで聞く機会を持ちましたからいいでしょうということではなくて、そして私も町長が御挨拶しているそのビデオも見ましたけれども、やはり結構長いんですよね。それをどれだけ時間を割いて実際見てくれている方がいるかなというふうに思ったりします。だから、それは町のほうで把握できていると思います、何人がチェックしたとか。その辺の事情と併せて、本当に住民にそうしたものが徹底されているのかどうか、そういう町か

ら配ったものに対して、関心を持つ住民を協働でつくってきているかという、何か結構町民自身が諦めているのではないかと思ったりしますので、目に見える形、私は議会が取り組んだアンケートは、やっぱりちょっと内容的に分かりにくかったよとかいろいろな御指摘も受けましたけれども、1つの何というんでしょうか、インパクトがあったなど、誰でも参加しやすいという、そういうことがあったなというふうに思いますので、是非もうちょっと町民に耳を傾けることを考えていただきたいなというふうに思いますけれども、再度お願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員からの立地適正化計画の再質問についてでございます。

パブリックコメントが今日締切りということであります。今日中で、動画再生につきましては、206回の再生がありました。200人以上の方が動画再生、沓澤議員もその1人かもしれませんが、そういうことで動画再生しております。これもいきなりというよりも、町づくりの1つの大きなプロセスの中で、北口についても町民3,000人からのアンケート調査やったり、いろいろな調査も行っております。そういった町づくりの中で集約していくということだと思っております。

ただ、これだけの個別ではなくて全体のいろいろな活動、また町民の声も町長宛てに手紙も来ます。そういった中での総合的な観点で町づくりを進めていくことが大事だと思っております。

沓澤議員が御指摘のように、直接対話はできればいいわけですが、なかなかその辺は今の現状としては難しい中で、この動画再生で皆さんの御意見を集約しているというところでございますので、是非御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） この立地適正化計画で示している人口変動ですね、これは社人研が提供している推計モデルに沿った人口の推移で計画を立てているのかなというふうに思います。

一方、まち・ひと・しごと総合戦略においては、将来の推計を4パターンを示して、その4パターンですから、令和42年の人口2万6,238人を目指しているわけです。一方で、この立地適正化計画では1万8,755人を見込んでいる。これ大きな差ですよ。なぜ上里町、第2期上里町人口ビジョンのほうの人口推計ではなくて、社人研のほうを使っているのか、何かそこについてお聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の人口統計について、ちょっと確認しますので、時間かかりますので、一旦これで受けさせてもらいます。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） この町づくりニュースなんですけれども、議会で6月15日に、この内容を説明していただきました。そのときに、自由意見欄の声を紹介していただきたいというふうに求めたところ、検討したいと言われたまま、それっきりです。

私は、このアンケートは非常に特殊的な取り方をしているなというふうに思いました。設問1は、あなた自身のことですからそれでいいんですけれども、設問2のほうに入りますと、1から3まで、1つの町の課題と解決策が五、六項目例記されて、それについて、そう思うか、思わないかという聞き方で、9割近くの方がそう思うというふうに町の考え方に賛同しているわけなんですけれども、これは項目一つ一つで、1つでも思うと、そう思うかもしれないし、非常に漠然としたアンケートだったなというふうに思って、これは住民の意思として、あまり参考にならないなというふうに判断しました。それで、2の4を私は先ほど取ったわけです。

この2の4は、具体的に町が高等学校の移転誘致計画を推進したいということを囲み書きで書き、そして優先順位を聞いている質問です。ですけれども、3位の健康増進、医療福祉分野を推進したいという人は379人に対して、学校と地域が協働して子どもを見守り、育てるような教育環境づくりは9位で177人、この子どもを見守り、育てるような教育環境づくりに、高等学校を思い描いている人が何人いるかも分からない非常に曖昧なアンケートだと思います。

ですので、私は自由意見欄にどのような、それは非常に重要なことで、住民の皆さんに答えていただいた重要な御意見ですので、是非公表していただきたいなというふうに思っていますけれども、その点について考えをお聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の町が行ったアンケートについての再質問ということでお答え申し上げます。

アンケートにつきましては、できるだけ回答者に対して回答しやすいように工夫したのと、もう1点は、発起人会と協働でこれは作成していろいろな討議した内容で、結果的にあの内容になったんでございますので、町だけで決めたという内容になっておりません。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） アンケートの自由意見欄について、再度お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

自由意見につきましては、個人的なことの内容が盛り込まれている案件もありますので、それについては、お答えを差し控えさせていただきます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議会でもアンケートを自由意見たくさん寄せていただきました。それは非常に一人一人の御意見として重要だなというふうに打ち込みながら思いました。

それで、個人的なプライバシーに関わる部分は議会も伏せました。それは当然のことだと思います。しかしながら、町が行ったアンケート全ての自由意見を公表しないというのは、ちょっとお金をかけて実施して、貴重な御意見ですので是非公開していただきたいというふうに思います。その点について、プライバシーに関わることを伏せての公表について、再度お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

自由意見ということですよ。それにつきましては、個人の考えとか、いろいろな思いとか、いろいろな案件が盛り込まれていると思いますので、それを行政側が判断して公表するかどうかというのは、私個人としては、まして、私個人情報についてはかなりいろいろなことで経験ある中では、こういった案件は厳しいなと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） そもそも、このアンケートは発起人会の方も意見を出して実施したということでもあります。御意見は御意見でいいんですけども、アンケートを取る基本として、町はいろいろなアンケートを実施していますけれども、この1つの項目に幾つも関わるアンケートの実施というのはあり得ないと思うんですね。

だから、こういうことを聞いてほしいという意見が発起人会から出た場合、それが町民に対

してどのように、何というんでしょうか、結果が正当に反映できるかという形、だから、一問一答にするということは、町ができたことだと思うんですね。

だから、尊重するのはいいんですけども、アンケートとして体をなすように整えなかったことは、やっぱり私はちょっと、せっかく行ったにしては残念だなと。その上、個人情報を含めて理由にして、1つも、どういう傾向があったとか、そんな個人の細かいことを知りたいわけではなくて、そういうことについて報告していただきたいというふうに思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 先ほどから町民アンケートの内容についての再質問でございます。

自由意見等に、アンケートについても、内容について公にするということを明示してはしないと私は思っています。そういう観点で、なかなかアンケートを記入した方に対する信頼性といえますか、その辺はきちんと守る必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 町の今まで実施してきたアンケートで、公表されないものというのではなくて、大体計画書にアンケートのことが後ろのほうに載るとか、そういうふうな形だったと思います。

ですので、そんなプライバシーで個人的なことではない部分についての意見は、例えばうちの道の、前の道がどうのこうのとか、そういうことに触れない部分であれば、公表できるものというふうに私は思いますけれども、分かりました。なぜここをそうしつこく言うかという、やはり町民に耳を傾けた町づくりが大事だというふうに思うからです。

私は、この間、町のほうも何も言わないし、高等学校はもうなくなったんだねというふうに何人かに聞かれました。いや、そうではないようですと、私もまだ話合いが、今交渉が中断しているという段階の報告しか議会は受けていませんということであるわけで、そういう中で行われているアンケートですので、住民の声は非常にたくさん、いろいろな声があったんではないかなというふうに推測しています。そうした声もなかったのかどうか、もろ手を挙げて高等学校賛成ですという声ばかりだったんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問、高等学校の点についての再質問だと思います。

もろ手を挙げてという、で賛成された方がいらっしゃいますかということではない、当然反

対の方もいます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 暫時休憩いたします。再開は1時30分からといたしまして、沓澤幸子議員の再質問につきましては、13時30分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後0時8分休憩

午後1時30分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま教育長より発言の許可を求められております。発言を許可いたします。

教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 失礼します。

午前中の沓澤幸子議員の御質問に対する私の答弁内容に誤りがございましたので、訂正をさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

3、コロナ感染症対策についての③児童・生徒のタブレットの活用状況についての答弁の中で、ラムダ株と発言しましたが、デルタ株の間違いでございました。申し訳ありませんでした。訂正をよろしく願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員の一般質問を続行いたします。

町長、発言をお願いいたします。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 午前中の沓澤幸子議員の再質問について、人口ビジョンの扱いについてのことについてお答え申し上げます。

第2期上里町人口ビジョンは、令和2年3月作成であります。上里町立地適正化計画の現状分析は令和元年度に実施しており、その時点では、第2期上里町人口ビジョンの目標数値も未定でございました。そのため、人口推計値は、国立社会保障人口問題研究所、いわゆる社人研が提供している推計モデルを採用していました。人口推計値につきましては、今後関連計画であるまち・ひと・しごと創生総合戦略との整合性を含め検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 午前中の答弁の中で、高等学校の誘致に反対の意見もありましたと

いうことでありました。結果的にはアンケートの自由意見は公表しないという考えのようであり、ますけれども、それであるならば、自由意見のアンケート、主にどういう項目についての御意見があつて、何名、何パーセントぐらいのへ御意見があつたのか、反対と賛成はどのぐらいだつたのか、せめてその辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

アンケート調査の自由意見というところでもございました。件数が349件ありまして、沓澤議員の言う、その項目内容ごとに精査をするというのは、非常に難しいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 特に、高等学校誘致を町は推進すると言いながら、繰り返しますけれども、教育施設をあそこに欲しいという意見は少なく、むしろ福祉保健施設、今、町がまさに、今年度中には場所を決定しようとしている、そういう希望が多かったわけですね。ですので、せめて高等学校を誘致してほしいという声と反対の意見、それについてだけお尋ねいたします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 再質問でお答えしましたように、この高等学校誘致については、この立地適正化計画にありますように、子育て支援ということでございます。子育て支援をやることによって、この町の活性化につながるということで、私の政策にもつながるところでありますので、この点については、自由意見ということではありますが、この点については、最初からこういった自由意見について公表しますよというのをアンケートの中に盛り込むこともあるかと思いますが、今後は、この辺、そういったことも含めて検討したいと思います。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） それですが、③の部分と②にも関わる部分で、公共施設複合化建て替えに係る民間活力の調査でありますけれども、でき上がった施設を運用する部分ではなくて、建物を建てるに当たっての民間活力の導入というふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 公共施設ということで、民間にということでございます。民間の活用については、いろいろな、多種多様であると思っております。施設の運営だけではなくて、整備とか、そういったいろいろな活用もありまして、あくまでも現時点では可能性があるかの調査ということでありまして。官民の適切な役割分担と責任の下、よりよいサービスを提供するに、どういう手法がいいかということも今研究しているところでございますので、という研究段階でございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 大きな2のほうに移るんですけども、今後は平和事業についても、ホームページ等で掲載していきたいという積極的な答弁であり、ありがたいなというふうに思います。

全国で99.6%の首長が参加するこの会議です。署名のリンクは個々の判断なので控えたいということでありましてけれども、署名用紙をダウンロードして署名するか否かも個々の判断なんです。ですので、首長会議とすれば、この取組を広めて、核兵器のない平和な世界を求める運動の先頭に立っているわけですので、ダウンロードする、しないも個人の意思なわけですので、是非積極的なアクセスができるようにしていただきたいと思っておりますけれども、答弁をお願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員の再質問にお答え申し上げます。

この首長会議等含めて、私も実は、広島・長崎、私の叔父が亡くなっているんですね、戦争で、太平洋戦争で。そういったことも含めて、その平和については、やはり本当に身近なテーマだということでありました。このことについては、ホームページのことについては検討させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 大きな3のほうに移るんですけども、先ほど自宅療養者に対して、コロナの感染者の自宅療養者に対しては、県から保健所を通して様々な支援が行われていますということでありましてけれども、新聞、テレビ等の報道によりますと、手が回らなくて何日も放置されたという、埼玉県でもそういう例が出ています。本庄管内においては、そういうこと

がまだ起きていないかもしれないですけども、非常に心配の声も上がっています。

ですので、国立市だとか、多摩のほうで3市ぐらいが、先ほど私が紹介しました住民の要望、ですから、町は個人情報で住所も氏名も感染者把握できないわけですけども、町がそういう個人から困っていますという電話があれば支援しますよということを取っている自治体があるわけですね。

今後、まだまだ感染が広がっていく中で、そういう状況に置かれた場合、濃厚接触者であっても買物に出なければいけないとか、食料が不足して。そういう不安な状態になったときに、また感染拡大にもつながりますので、そういう支援、個人情報を守りながら、町が支援しますよということが住民に伝わると、住民も安心して、防ぐにも、一生懸命対策を取っても、いつ、誰が感染するか分からない状態ですので、その点、もう1回お聞きしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 沓澤議員のコロナ感染についての再質問にお答え申し上げます。

今朝の埼玉新聞にも、自治体によっては、本庄保健所管内ではないんですけども、他の保健所の管内なんですけれども、自治体によっては、個人から町が支援しますよということを保健所を通して言えば、その個人から町に問合せがあるという案件もあるようですので、今担当課長に、本庄保健所と接触するように指示してありますので、その結果はどうなるか分かりませんが、そういう方向でちょっと調整させていただきます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 最後になりますが、教育長にお願いいたしたいと思います。

教育長のタブレットに対する考え方は、非常に私は賛同できます。最後に、答弁漏れでといってお答えいただいた部分はありがたく思っております。

1点聞きたいのは、ちゅうちょなく学級閉鎖とか、不安の場合は家庭でということを出していただいてありがたいなというふうに思います。その場合の家庭の教育について、どのような対策を考えておられるのかお聞きして、終わりにしたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 教育長。

〔教育長 埴岡正人君発言〕

○教育長（埴岡正人君） 沓澤幸子議員の再質問にお答えいたします。

学校が長期に休業になったのは、昨年度につきましても、3月から4月、5月、特に昨年度の4月、5月につきましても、入学式、始業式を行った翌日から約2か月の臨時休業となりま

した。この間も何もしなかったということではなく、子どもたちにはプリントで課題を出したり、あるいは「まちCOMIメール」で指示を出したりとかという形で、何らかの形で授業、教育ですか、を続けることができました。それに加えて、今年については、タブレットが用意されたということで、より子どもたちには効果的な指導ができるのではないのかなと思っております。

ただ、今のところまだ家庭へ持ち帰って遠隔授業をするというような状況ではないので、今、十分に対応ができるように準備しているところでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 12番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。準備が整い次第再開いたしますので、議員の皆さんはその場でお待ちください。

午後1時42分休憩

午後1時45分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま11番納谷克俊議員より、腰痛のため一般質問は着座のまま行いたいとの申出がありましたので、特別に許可いたします。

11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 議席番号11番、納谷克俊です。通告に基づき一般質問を行います。

まず最初に、ちょっと体調不良のため、着座のまま質問することを議長に許可いただきまして、本当にありがとうございました。

今回の私の一般質問は、公共下水道終末処理場予定地跡について、農業振興についての2点であります。

以下、順に簡潔に伺ってまいります。

それでは、大項目1、公共下水道終末処理場予定地跡について、2項目ほど伺ってまいります。

本質問の関連といたしましては、平成元年第4回定例会、9月議会になりますけれども、私と沓澤議員がこの質問をし、町長が答弁をされておりますので、そのときの会議録をベースに質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、現在の利用状況と適正管理についてであります。

公共下水道終末処理場予定地であった土地に関しては、平成11年9月に、水質管理センター

用地として、約2.8ヘクタールを、平成12年1月には、その西側、約1.5ヘクタールを環境施設公園建設用地として、それぞれ農用地区域から除外をしております。その後、流域下水道化により、まち単独の終末処理場が不要となったために、用地買収に伴う国庫補助金の返還をされていると記憶をしております。

当該土地の利用について、平成元年9月議会の町長答弁によると、埼玉県が行っている河川の維持管理業務での刈り草の有効活用事業用地としての貸付けや公共事業の資材仮置場等としての利用、また、農用地利用権設定の上、賃貸借契約を締結し貸付けを行っているとのことですが、現在まで変わりありませんか。

もし新たに農用地利用権設定の上、賃貸借契約を締結し貸付けを行っている場所が追加されているとするならば、その場所を貸し付けるに当たって、借借人の選定はどのように行われたのでしょうか。当然町の土地を貸すわけですから、一般財産になったわけですね。これを貸し付けるわけですから、希望があったのか。本来この辺がしっかりしておかないといけないと思いますので、どのような形で行われたのかお伺いするところであります。

去る6月定例会において、私は道路側溝についての質問をさせていただきました。そのとき町長は、生活道路の側溝清掃に当たりましては、地域住民の皆様の御負担を少しでも軽減できるように、町で蓋開け機などの工具を貸出しするとともに、泥上げしていただいた土砂を回収しておりますと答弁をされております。

そのときに回収された土砂について、担当課に搬出先を尋ねたところ、処理場予定地跡であった場所に仮置きしているとのことでありました。純粋な土砂であれば問題はないかと思われませんが、下水道普及率の低い町内の道路側溝は、生活排水の排水路ともなっており、場所によっては浄化槽や雑排水処理槽から流出した汚泥等も堆積をしており、ややもすると、産業廃棄物として分類される汚泥も混入しているのではないかと考えられます。

また、現地を私が目視した限り、きれいな堆積土砂と汚泥がしっかりと分別されているようには感じませんでした。道路側溝清掃により搬入された土砂や貸付けている土地について、適正に管理がなされているのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、今後の利用計画及び将来展望についてであります。

平成元年9月定例会において、私は17号バイパス及び県道上里鬼石線の延伸を見越しての道の駅の設置に関する提案、また、同僚議員からは、家畜ふん尿や農業用残渣を主原料としたバイオマス事業に取り組むことの提案がなされました。どちらの提案に対しましても検討されることであったと記憶しておりますが、これまでどのような検討がなされ、今後どのような利用計画を考えられているのでしょうか。町長が思い描く将来展望も交えてお答えいただければありがたいなと思っております。

続いて、大項目2、農業振興について、3項目伺ってまいります。

初めに、地方創生に向けた包括的連携に関する協定についてであります。

こちらの問題、3項目通告させていただいているわけですが、なかなか農地法に関する法律というのは法体系が難しいようでありまして、私は恥ずかしながら20年近く町の議員を務めておりますが、分からないところが多いので、町長並びに農業委員長に本当に教えていただくような気持ちで質疑をさせていただきますけれども、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

町長の行政報告にもありましたが、本年8月10日、町と埼玉ひびきの農業協同組合、CJフーズアグリジャパン株式会社、CJフーズジャパン株式会社の4者間で、地方創生に向けた包括的連携協定を結ばれたようではありますが、この協定の目指すものは何なのか、町の農業振興に対して、どのような効果もたらされると期待をされておるのでしょうか。

次に、農業振興地域整備計画の変更についてであります。

令和3年第1回上里町農業委員会臨時総会が昨日13時30分より、役場4階大会議室で開かれ、上里農業振興地域整備計画の変更についての用地区分の変更についての審議が行われたかと思ひます。こちらの審議内容については、同僚議員から昨夜電話でいろいろお話を聞かせていただいております。その変更の内容については、農用地を農業用施設用地にするものかと思ひます。この件につきましては、7月28日に開かれました、臨時会に先立って開かれた全員協議会において担当課長から御説明をいただいているところであります。

さてここで、全員協議会でも質問させていただきましたが、この農業振興地域整備計画、いわゆる農振の除外、除外とはまた違うんですか、ちょっとこの変更ですか、用地区分の変更だから若干意味合いが違うのもしれませんが、農用地を基本的には今後転用をかけていく前段階になるという意味では同じものなのかなと認識しているところであります。

さて、この土地、全員協議会でもお話をさせていただいたとおり、質疑の中では昨年8月の農業委員会において、現在の地主であります会社ですね、先ほど資料、今回いろいろ法人の名前だとか、代表者の名前とか出てしまうんで、ちょっとあまり直接まずいかなと思ひまして、資料を農業委員長並びに町長にはお渡ししたんですけれども、昨年8月の農業委員会で、私が便宜的につけさせていただきました、資料あるから分かると思ひますけれども、M社が農業をやるといふ、農業、耕作をするという目的で購入をするということで、これ当然3条ですから、売渡しに両方ですよ、買うこと、売る人、両方の申請ということで出てきたのかなと思ひます。それで、審議をされて農業を行うということで、農業委員会は3条1項の許可をされたのかと思ひます。

それから1年もたたずして、町がこの土地を、農業振興地域整備計画を変更について農業委員会に意見を聞くといふのは、何か非常に矛盾を感じるなと思ひます。いわゆる3年3作

と言われる問題もあります。法的な問題はないとはいえ、そもそも今回は町が主導で農業振興地域整備計画の変更を上げてきているわけですね。この辺について、町としてどのようなお考えの下、この上里農業振興地域整備計画の変更を上げてきたのか。まず1点、これ町長にお伺いしたいということと。

これについて、3年3作という原則もありますけれども、農業委員会としては、どのような判断をされたのか、農業委員長にお伺いするところであります。

最後になりますけれども、農業委員会における農地法等に関する案件の審議過程についてお伺いするわけであります。

これは当然、農業委員長に答弁を求めるわけでありますけれども、先ほどの質問に、前の項目に関係してまいります。昨年8月農業委員会では、3条で申請が出て、このM社が耕作を行うということで、約1.5ヘクタールの土地の所有権移転をしたいということで申請をされて、それに対してしっかりと提出された書類については、内容を精査して許可をされたかと思えます。

その過程は、確かに出されたものに対してしっかりと農業委員会では審査されたと思えますが、農業委員会は当然ながら、地方公共団体の一執行機関ということでありまして、公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し執行する業務を負っているわけであります。所掌事務としましては、一番、先ほど申し上げましたとおりの農地法3条の許可事務、今回これに該当するわけですね。なおかつ農業委員会の組織ということでは、農業委員会には会長を置くと、会長は会務を総理し委員会を代表すると、また会長は、農業委員会の総会の招集権を持ち、総会の議事において可否同数の場合は採決権が与えられています云々かんぬんと書いてあるわけですが、農業委員会は独立した行政機関として、この責任を負っているわけですが、この3条申請するに当たり、翌年、1年もたたずして、こういう転用ありきの議案が現下に上がってきているわけですから、どのような審査観点、基準を持って、視点を持って審査をされたのかお伺いいたします。

これで最初の質問を終わります。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷克俊議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず初めに、1、公共下水道終末処理場予定地跡についての①現在の利用状況と適正管理につきましてお答え申し上げます。

御質問の終末処理場の建設予定地でありました土地につきましては、平成11年度に当時の下

水道計画に基づき、水質管理センター用地及び環境施設公園建設用地、合わせて約4.2ヘクタールを農用地区域から除外いたしました。

その後、平成17年に流域下水道計画へと認可変更したことにより、当初の処理場建設の計画が廃止になって以降、土地の利用に関しまして、様々な御意見や御提案をいただき、町としましても、調査研究を行ってまいりましたが、有効な利用方法が見い出せないまま、土地を維持している状態となっております。

この間には、蓮池やひまわり畑、鑑賞用草花を植えるなど、地域の方々に御協力をいただきながら整備を行った経緯もございましたが、いずれも協力者への負担が大きく、継続的に利用に至ることはできませんでした。

御質問の現在の土地の利用状況でございますが、全体面積で約4.2ヘクタールのうち、埼玉県本庄県土整備事務所に資材置場、堆肥化ヤードとして約1.4ヘクタール、農用地の利用権を設定し、農地の利用として個人の方へ1ヘクタールをそれぞれ年間を通じ貸付けを行っております。農用地の利用権設定は特に変更なし、1ヘクタールのままでございます。残りの約1.8ヘクタールのうち、1ヘクタールについては、公共工事の資材置場や残土の仮置場として利用し、0.8ヘクタールは未利用地となっております。

また、町内の側溝清掃から出ました浚渫汚泥等の仮置きにつきましては、最終処分するまでの間、汚泥に含まれる水分を抜くために、一時的な堆積をしていましたが、場所によっては他の建設残土と混ざり合っている状況も見られますので、適正処分について事業担当課に指示してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、当初の利用目的がなくなった今、町としては所有者として公共性を保ちながら暫定的に利活用をしている状況であります。地元や周辺住民の皆様には御迷惑がかからぬよう適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、②今後の利用計画及び将来展望についての御質問にお答え申し上げます。

平成17年度に公共下水道から流域下水道へと認可変更を行い、当初の処理場建設の計画が廃止になって以降、この土地の有効活用について、庁内会議での検討や議会でも様々な御提案をいただいてまいりました。この土地は、本庄道路に隣接し、工業団地アクセス道路へと接続する交差点に位置し、都市計画マスタープランでも、土地利用検討地域と明記しております。活用方法としては、これまでも道の駅、太陽光発電、バイオマス発電、広域物資保管庫、防災拠点施設など様々な御提案をいただいております。本庄道路が開通することを考えれば、道路利用者の利便性に供する施設が喜ばれると思います。

しかし、当該地は、第1種農地という位置づけであり、農業関連施設としての利用が求められます。当初の目的外で利用する場合には、県や農業委員会、関係機関と協議を経て、事業の

計画変更が必要となります。

また、多くの車両が本庄道路からこの土地へアクセスするためには、忍保川の橋の架け替えなども必要で、その他整備費用等で多額な費用が必要となることが想定されます。この土地で事業実施していくためには、解決すべき点が多くあり、引き続き本庄道路の工事の進捗や社会情勢の変化を視野に入れつつ、有効活用を検討してまいりたいと思います。

続きまして、2、農業振興についての①地方創生に向けた包括的連携に関する協定について及び②農業振興地域整備計画の変更についての御質問にお答え申し上げます。

地方創生の推進や特色を生かした地域振興を目的といたしまして、農業や食を中心に様々な分野について相互に連携していくため、令和3年8月10日、上里町、埼玉ひびきの農業協同組合、C J アグリジャパン株式会社及びC J ジャパン株式会社による地方創生に向けた包括的連携に関する協定の締結式を行いました。

協定の概要を説明いたしますと、連携する事項といたしまして、農産物に関するパートナーシップといった農業全般に関することや、加工業務用野菜の原材料の生産、利用及び加工品等の販売促進に関することといった地域の農業経営者、農協、C J フーズとC J フーズアグリジャパン、それぞれの特色に関すること、そのほか地域雇用促進に関することや環境保全、災害支援など多くの行政的な課題について、連携、協同していくことが約束されました。今後、町の地方創生を進めていく上で、大きなツールになるものと考えております。

今回の農業振興地域整備計画の変更案には、農産物加工施設の設置を目的とした用途変更が含まれております。この計画が結果的に早期転用を伴うものになってしまう点については、御心配をおかけしております。

農産物加工施設の設置について経緯を申し上げますと、令和元年12月に、事業計画者より、町は表敬の訪問を受けております。韓国大手企業である事業計画者から、災害が少なく、原材料の調達に適した上里町において、地産地消、安全・安心など、地域農業との連携というコンセプトにより、事業展開ができないかというお話をいただいております。その際には、農協の協力が不可欠であるという点や、上里スマートインターチェンジの活用という観点から、J A 上里営農センターから300メートルの範囲を事業適地と考えているとのお話がありました。

町としましては、事業の構想をお聞きし、農業振興地域であることから、第一に、農林調整が必要なため、法令上の制限や農業振興のための仕組みづくりについて、調査研究することといたしました。

今回、農産物加工施設の計画地となっている場所につきましては、令和2年8月に、町内の農業法人より農業委員会に対しまして、農地法第3条の許可申請がなされ、同月許可となっております。農産物加工施設の候補地であるJ A 上里営農センターから300メートルの範囲であ

ることから、町内の農業法人に対しヒアリングを行い、農地取得後は3年3作の要請がされることについて、町より指導いたしました。町内農業法人からは、このたびの申請はスマート農業導入と併せ、圃場の大規模化による営農規模の拡大であるとの説明を受けております。

なお、スマート農業につきましては、農地を取得した農業法人により、実際に導入され、タマネギ、青ネギ、キャベツの定植が実施されています。

町といたしましては、農産物加工施設の設置が農業所得の増大や農業の担い手育成、農地の保全など、上里町の農業振興に大きく貢献し、期待できる事業であると考え、令和2年10月以降、農協や埼玉県をはじめ、関係する機関と連絡調整を重ねてまいりました。

町が農産物加工施設の設置場所を含めた当該計画の具体的なスケジュールについて、事業計画者から相談を受けたのは、令和3年3月末となります。計画地が農地法第3条で取得した土地であり、早期転用となってしまうことから、町内農業法人に対し説明を求めると、当社としては、地域に根差す農業法人として、事業用地の提供など、生産者の一員として当該計画に協力し、地域振興に貢献していきたいと考えているとのことであります。

これを受けて、町としては、早期転用そのものは農業振興地域整備計画の用途変更の要件及び農地法上の許可基準等に抵触しないものの、早期転用を行うべき特段の理由があるかどうか、この点について検討を行いました。この農産物加工施設の設置は、単に一事業者による事業計画にとどまらず、農業を核とした町の地方創生により、継続的な農業振興に資する公益性のある事業であるという点や、計画地は幹線道路に接続しているなど、立地的に事業候補地として適切であるという点、また、加工施設の用地確保の面においても、事業実施のスケジュールに最適であるという点など、総合的な判断により、令和3年7月、事業計画者からの申出を受け付けたものでございます。

その後、上里町加工業務用野菜産地づくり推進協議会や包括的連携協定などによりまして、農協をはじめとした農業関係団体等との協議を重ねた上で、町は農産物加工施設の整備に向け、農業振興地域整備計画の変更について、手続を進めることといたしました。

なお、加工施設の設置に当たり、農地法や都市計画法など、法令上の制限を伴う行為については、埼玉県など、それぞれ許可権者の審査を受けることとなります。また、原材料野菜の生産など、地域農業の振興に関することにつきまして、農協をはじめとした関係する農業者の御意見を伺いながら、丁寧に進めていきたいと考えております。

議員の皆様におかれましても、上里町の農業が抱える課題の解決や、農業振興と地域産業の発展、農業と食をテーマとした町民の幸せづくりのため、御理解・御協力をお願い申し上げます。

なお、③農業委員会における農地法等に関する案件の審議過程については、農業委員長か

らの答弁をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 次に、農業委員会会長の答弁を求めます。

農業委員会会長。

〔農業委員会会長 伊藤 裕君発言〕

○農業委員会会長（伊藤 裕君） 農業委員会会長の伊藤でございます。

私より、納谷克俊議員の一般質問、2、農業振興についての③農業委員会における農地等に関する案件の審議過程についての御質問にお答えを申し上げます。

本農業委員会では、毎月25日前後に定例総会を開催し、農地法等に関する議案の審議を行っております。議員御指摘の昨年8月の農業委員会定例総会における議案についてでございますが、農地法第3条の規定による農地の権利移動に伴う案件で、申請者は、譲受人が町内の農業法人1社、譲渡人が地権者7名の個人であります。権利設定は売買による所有権移転で、合計面積1万5,158平方メートルです。当該法人は、勅使河原717番地に本社を置き、申請地につきましては、本社東側に位置する近接した農地で、ITを活用したスマート農業を展開し、経営規模の拡大を目的とした案件でございました。

本委員会では、慎重審議の上、当案件が許可の要件を満たすものと判断し、決定したものであります。

当該農地は、令和2年8月に、町内の農業法人が農地法第3条の許可により取得した農地ですが、このたび町に対して、農業振興整備計画の変更の申出が農業法人である事業者との連名により提出され、本委員会に意見を求められたところでございます。当該農地は、農地法第3条の申請のとおり、スマート農業の導入を実施いたしましたが、社会通念上の転用制限期間であります3年3作要件を満たしておりません。しかし、このたびの農振整備計画が農業を核とした町の地方創生により、継続的な農業振興に資する事業であるという点や、当該農地が立地的な事業候補地としての的確である点、事業スケジュールに最適であるという点などを考慮し、上里町農業委員会といたしましては、承認をしたものでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） それでは、順に再質問をさせていただきます。

初めに、終末処理場予定地跡に関してなんですけれども、私、前回の質問以降、今回の質問までに現状どのようになっているのかということで、何か新しい動きがありませんでしたかという御質問はさせていただいていると思います。その辺の答弁があったかどうかちょっと、

私漏れていたのかなと思うんですが、万が一利用権設定等々されているんだったら、どのような手続を踏んで公募したのか、申入れがあったのか、どういう基準で、どのような方にお貸しをしたのか、これ明確でないと、今後、この土地どうしようかと言ったとき、新たな権利を設定したとなると、なかなか大変なことだと思いますので、明確な答弁をお願いいたします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷克俊議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど農用地の利用権設定は変更なしということで、繰り返しになると思うんですけども、その報告しておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 承知しました。

じゃ新たに、平成元年9月以降に、新たな権利の設定等はないわけですね、町はどこにも貸していないということでしょうか。もし、どなたかに貸して、権利の設定をして貸しているんだとすれば、その期間がいつなのかだとか、町として今後利用を考えていかなければならないときに、新たな設定等をすると、私は困難だなと思ってお伺いをしたわけでありませぬ。ないんならないんで結構です。

ただ、これ議会答弁ですから、その辺はしっかりしていただきたいんで、明確にないならないんで結構ですよ。次行きますので、お願いします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷議員からの再質問にお答え申し上げます。

平成20年に貸してほしいと申出があり、農林振興センターにも確認し、適正な賃貸料を設定して賃貸借している以後は、私になってからはございません。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） ありがとうございます。

続いてなんですけれども、前回の一般質問のときに出た、側溝の堆積土の関係ですね、これ前回担当課とヒアリングをしている中で、あそこの場所に仮置きしているよということだったので、その中で、万が一産業廃棄物という扱いになってしまうと大変なことになってしまうということで、じゃ、次回に質問するからちゃんと調べておいてねということで今回の質問に

つながっています。担当課はまち整備課ですけれども、今いらっしやいません、当然。

今回の答弁の中で、土砂等を乾燥させるために一時的に仮置きということなんですけれども、この一時的というのは社会通念上、一時的、どんなぐらいなんですかね、半年とか1年ですかね、一時的というのは。と社会通念上は思われますが、一時的に何年堆積させているんですか。私、何か記憶によるとですけれども、ずっとしているような気がするんですけれども。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷克俊議員の公共下水道に対する再質問にお答え申し上げます。

一時的な保管というのが、解釈あるかと思いますが、今後は地元や周辺住民の皆様に御迷惑かからないよう、適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 恐らく明確に何年というお答えができないのかなと思うんですね。少なくとも私が多分議員になったときにはもう、そのような使われ方をしていたような記憶がありますので、これは現町長の責任だけではないなと思っていますので、あえて今回問題提起したのは、やはり町としてちゃんとコンプライアンスをしっかり持って、適正に管理していきましょうという、何というんですか、そういう意味合いでのことなので、あまり気を悪くされずお聞きいただければと思います。

本題は次からの質問になります。

今回なかなか難しい質問で、まして農業委員会会長までお呼びさせていただいたということで、誠に申し訳ないなと思いつつも、しかしながら、町の農業政策を、今後農業政策をかなり位置づける大きな問題になってくるのかなと思います。今回の案件だけで終わる問題でなく、これは長く尾を引く問題ですからはっきりさせていただきたいと思いますので、一つずつ質問をさせていただきたいと思います。

さて、町長は先ほど地方創生に向けた包括連携協定の意義をいろいろ教えていただきました、町長に。内容は分かりました。しかしながら、お伺いすると、これ何か順序が違うような気がするんですね。本来であれば、この4者間で結んだ協定の前提にあるのは、その後の農振地域整備計画の変更と、その後につながる、恐らく5条で出てくるんですか、5条かな、出てくるものが通った後に、法的なものをクリアした後に協定を結ばれるのが本来の筋ではないのかと思います。順番が違うような気がするんですけれども、いかがでしょうか。これを、協定をしたのが、お墨つきのような形にしているように感じるんですね、農業委員会に対してですよ。

農業委員会にこれから意見を聞くに当たって、町ではこういう連携を結んでいるんだから、どうでしょうかと言っているように聞こえるんです。通常考えるのであれば、順序は逆、まず農振の地域整備計画、こちらが、変更が認められて、次に5条の申請が通って、晴れて法的な問題をクリアして、この場所に冷凍ギョーザの工場ができますよと、その上で、それでは、そちらの会社、それから親会社、JAさん、町で協定を結びましょうというのが筋だと思いますけれども、町長はいかがお考えでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷克俊議員の再質問にお答え申し上げます。

この4者ですか、連携協定ということであります。

私は、地方創生ということで、これからの食の部分で、上里は非常に首都圏にも近いし、ポテンシャルもある場所でございます。したがって、農業と食に関するところの部分で、農業者の未来をつくっていききたい、そういう思いでありました。

今回は、農振地域で用途変更のための必要な部分がありまして、地域の農作物の調達が必要であるというところで、まず、農協さんと協定を結んで、この地域の、特に野菜ですね、今回は。町が年間35億野菜生産やっています。農業の生産は45億なんですけれども、事野菜については35億です。そういった町の主たる生産、産業の柱ですよ。やっぱりそれは農協さんと組んでやる必要があるという認識で、それは児玉郡に農協さんは広く持っていますので、そういった連携がまず必要だということで判断させていただきました。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 今の、それどちらが先かという話に、議論になってしまうんですけれども、でもですよ、まず、法的な問題をクリアして、事業的に思い描いていることが何の問題もなく通れば、それはすごい素晴らしい事業であると。これは私、全員協議会のときに申し上げました。

しかしながら、手順としては、やはり、これ当然のことながら、法がまずあるわけであって、最終的には県知事の許可の、農振の5条が許可を得るわけですよ。なので、その段階を踏んでいくに当たって、その前にどこに付度しているんですかという問題になるわけですよ。そこまでの段階は、やはり町は一事業者等に肩入れすることなく、粛々と法に基づいて、私、これ学校誘致のときも申し上げましたけれども、法に基づく行政の原理、行政は法に基づいて、法をゆがめない、しっかり段取りを踏んでいって通った、これは素晴らしいね、町でも応援し

ましよう、農協さんにも協力をいただいてというのが段取りだと思っんです。

でも、それはどうしても町長はそういうお考えだというんであれば、ちょっと質問の角度を変えさせていただきますけれども、今回、4者で結ばれた、その中の1者は町内企業である。しかしながら、ほぼほぼ実績はない。会社の登記簿謄本を見ますと、会社の設立は令和2年9月1日であると。また、もう1者である親会社も、まだ設立2年ちょっと、会社の設立は令和元年7月8日、丸2年ちょっとですか。8月10日に結んでいるから2年と1か月か。地元企業に関しましては11か月。何の実績も、失礼、あまり実績がない会社となぜこのタイミングで協定を結ばれるのか、結んだ必要があるのか、明確にお答えいただきたいと思っんです。どこに付度しているんですか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷克俊議員の再質問にお答え申し上げます。

今回、連携協定に入っているC J社のことを質問されているかと思っんです。母体であるC Jという会社、C Jフーズジャパンは、韓国の総合食品メーカー、C Jの日本法人であるC Jジャパンのメイン事業であって、食品事業を推進するために分社化された会社でございます。C Jは1953年に韓国の企業のサムスンをも体として食品事業をスタートし、1993年に独立、食品サービス、生命工学、新物流、エンターテインメント等の4つの事業を世界的に展開しているグローバル企業でございます。アメリカでは今年C Jのゴルフツアーも開催して、私もそれを拝見しております。

マーケットの実績については、輸入を国内産に切り替える形であり、自らも農業法人を設立し、地域の生産者との協力関係を構築し、原材料調達の最適化を図るもので、併せてスマート農業、機械化など一貫体系を構築し、地域農業、産業などの活性化に寄与するというこで、包括連携協定を結んであります。

一方のC Jアグリジャパンの営農実績についてですが、令和2年9月1日に設立、営農実績は利用権設定により、令和2年11月設定であり、4筆、約1ヘクタールを耕作しております。取締役の1名と作業員1名が営農に取り組んでおります。令和2年には麦、ソルゴーなど、地力維持に努め、2年は夏キャベツの定植をすと聞いております。

納谷議員がなぜこういう実績もない会社を選んだかというのは、私も民間サラリーマンで、食品系の会社のコンピューターのシステムをやっていた経験からして、このC J社というのが、令和元年12月にお会いしたときに、千葉県工業団地にほぼ進出が決まりかけていました。ただ、あの年は10月に台風19号が千葉県に壊滅的な打撃を与えてしまつて、電力事情もどうなるか分からない、非常に電力関係が、今後見通しが立たない。そのC J社のイムさんという社長

が私に言ったときには、上里なら災害も少ない、主力農業の生産もしっかりできている、そういった調査をして、上里を選んでいただいたわけでございます。

私は社長と会って、私は自分なりの民間企業での経験から、この社長は若いけれども、しっかりしたビジョンを持っている。韓国企業ですから、日本でやるにはそれなりのいろいろな壁があると思います。その中をまず千葉でやる、契約寸前まで持ってきた。それを聞いて、是非埼玉県に来て、できれば上里に、そんな思いをしまして、私はこの人物といたしますか、代表者の社長と会ったときに、非常に今で言うCSR、社会貢献、企業として、そういった考えを持っているということで、すばらしい経営者だという判断をさせていただきました。

そのことが将来、上里の農業発展、また、食文化、農水省が進めている6次産業化、そういった大きなスキームにぴったり合ったわけですね。ですから、私は、ただ、実績がないとか、そういうことで企業を拒むことができない、逆に実績がない、日本では実績がないかもしれませんが、東南アジアとか、韓国でいろいろな実績上げているのを調査しました。そういう判断を私も食品業界にいた関係から、ギョーザという商品は、味の素がほとんど独占しているんですよ、冷凍食品は。だから、そういう中で新たに上里産のブランドになる野菜を使ってギョーザを作る、これは本当に将来的には期待できるんじゃないかということで、連携協定もいかなという感じで進めてきたわけでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） よく分かりました。

町長は、ちょっとここから名前をあまり出していくとあれなんで、今の会社、仮に、ここへお渡ししましたC社としますか、C社の方とお会いしたのが令和元年12月だということ。そのときには町で冷凍ギョーザ工場をやりたいというお話だったということですね、千葉が駄目だったから。ということは、このC社は、この時点では町でやるという前提で言っておりました。さて、それからの流れになります。

じゃ、ちょっと角度を変えて質問させていただきます。

このC社と今回この、現在の土地の所有者、M社、農地所有適格法人のM社、そのいろいろ資料を見させていただきますと、町が12月ということですが、既にC社がM社には2019年11月1日にお会いしていると、これ内部資料。その次は26日、これ令和元年、元年と言ったほうがいいな、元年11月1日、次が26日、次が元年12月5日、そして、その次が元年12月18日、そして今、町長が申し上げた、お会いしたというのが元年12月19日ですね、19日に町長とC社2名とM社の社長とM社の取締役を務めている同僚議員と会っているという内部資料がありますね。

その次が翌、令和2年1月14日ですね、このC社とM社がお会いしているのが。C社のほうがM社に来て、町内の。逆に、この町内の農地所有適格法人であるM社がC社を訪問しているのが令和2年2月28日、これは社長と取締役を務めている同僚議員のようです。そして、翌3月18日にも伺っていると。逆に、4月6日には、町で来て、役場と打合せを行っている。9月23日にはC社を訪問している。10月23日にはC社がM社に訪問している。29日にも訪問している。この29日にはJAの本所で、町、町長ですね、それから副町長、C社の方が何名かと、JAの専務理事さんだとかがお会いしているんですね。そして、翌月11月6日にもC社がM社に訪問している。11月13日もそう、年が明けて1月13日にも訪問していると。3月13日にも訪問している、5月14日にも訪問している、5月12日にも訪問している、5月17日も訪問しております。その間、令和2年4月20日にはM社のほうからC社を訪問している、その前の11月16日にも訪問していますね。

という流れがありまして、頻繁にやり取りをしているわけですね。なので、ギョーザ工場を町でやりたいという意思が、町長が12月に確認していますが、その間に、行ったり来たりやり取りしている中で、昨年8月の農業委員会に3条で土地を取得したわけですよ。これが何を示しているかですね。もう既に、令和元年の12月には、町で冷凍ギョーザ工場をやりたいと、その間、当該土地を、現在の当該土地所有者であるM社、農地所有適格法人と、その事業をやりたいというC社は、何回もやり取りをする中で、昨年8月に3条で農用地の所有権移転の審査をしているわけですよ。ここが多くの疑念を抱いているところなんですけれども、首傾げたけれども、町長、これ傾げることではないですよ。これを明確にしないと、この問題は尾を引きますよ。

先ほど町長は答弁で、場所については3年3月に今回の用地区分の変更のところを知ったということで、それを受けて、その後協議をして7月に受付をしたという話でしたけれども、これあれですよ、私が持っているだけではないと思うんですけれども、これはJAさんの資料になるのかな、私以外にも見たという方がいらっしゃるんですけれども、先ほど言った、10月29日、令和2年10月29日に、町とC社とM社がJAの本所でお会いしているときに、いろいろ説明があったそうではないですか。資料が多過ぎて何が何だか分からなくなってしまいます。M社、C社、打合せ、令和2年10月29日木曜日午後3時、JA埼玉ひびきの本店2階会議室、1、参加者、上里町、山下町長、江原副町長、山下課長、飯塚補佐4人、M社、K社長、F専務、H部長、3人、C社、社長、それから社長特命担当、部長3人、JAさん、組合長、専務、常務、常勤監事、販売課長、所長、計16人、協議内容、M社、K社長より報告、括弧書きで、資料なし、C社が千葉に冷凍ギョーザ工場を予定していたが、台風の影響により、候補地見直しを行った、自然災害が少ない上里町が候補となった。理由としては自然災害が少なく、物流拠

点の立地がいたため、ここから先なんですよね。

第1期工事として、1.5ヘクタールの予定地を確保、40メートル掛ける138メートル、これ当該土地ですね、今回問題があつて。10月29日に、もう予定地を確保という、最初からここでやるということのために確保しているということではないですか。

その次、第2期工事として、同面積を予定、キムチを年間1万トン製造、野菜は白菜、大根、キュウリ、もやし等、子会社のCA社が農業生産法人を設立、9月1日、6次産業化を目指し、令和3年7月農地転用を目指す、しっかりここで説明受けていませんか。先ほどの説明とは違うような気がするんですけれども、この私が持っているあれがガセなんですか、ほかにも同僚議員で見た方がいるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） お答え申し上げます。

特に、そのM社について、私どもは一事業法人ということでございます。3条の申請の際も、御存じだと思うんですが、スマート農業をやるということで町は確認しておりまして、そういった装備も充実させてきているのを今年改めて見ました。また、その10月29日についても、場所については明言されていないと私は理解しております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） じゃ、この圃場の大きさ、40メートル掛ける138メートル、1.5ヘクタール用地を確保というのも、私は知りませんということによろしいんですね。確認です。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 納谷克俊議員の再質問にお答え申し上げます。

10月29日のことについての再質問であります。

ここでやると言っていないし、私も記憶にはないです。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 昔国会でありましたね、記憶にございませんという非常に便利な言葉だなと思います。

町長は記憶なくても、ここに参加している上里町の副町長、課長、補佐、皆さんそろって記

憶が飛んでいるんだと思いますけれども、一応こうやって相手方がメモを、議事のメモを取っているんで、恐らくこれなかなか記憶ないという、言い訳がなかなか苦しくなるとは思いますけれども、それはそれで置いておきます。同僚議員も、傍聴されている方もみんな意味が分かったと思いますので、次へ行きます。

さて、私先ほどから申し上げているとおり、時系列でいくと、この3条での申請がおかしいんじゃないのかなという、これみんな共通の認識になってきたのかなと思うんですね。私の説明、説明というか、質問から。

さて、このM社さんのホームページを見させていただきましたら、2020年8月27日に、第3次中期経営計画というものがPDFファイルに載ってまして、御興味のある方はクリックお願いしますと書いてありましたので、ばんばんクリックしまくりで、全て出させていただきました。いろいろすばらしいこと書いてあります。この中で気になったのが、2021年から事業成長へのかじ切り、食品加工施設の誘致、販路拡大ということで、この時点ですね、要するに8月27日だから、農業委員会の総会通った後ですか、そのように示されております。

野菜、植物系残渣、バイオマス発電施設の整備、検討中ということで、これ次の段階、次の次の段階ですか、その次のページには、フードコンビナート構想の推進とあります。農商工連携の進化、6次産業化の推進でございます。その次のページには、食関連企業との連携、惣菜工場の誘致、これが今回の冷凍ギョーザ工場なのかなと思うんですけれども、全て計画に基づいて事業を進めて、その中で3条で申請されているのかなと思うんです。

それはそれで、これ企業さんがやっていることですからいいのかなと思うんですけれども、ちょっと角度を変えて、農業委員長に御質問をさせていただきたいんですけれども、3条の許可の中で、国の通知で農地法35項の許可条件だったかな、では、農業委員会は農地所有適格法人に対して、法3条第1項の許可をするに当たっては、今回の件ですね、同条第5項の規定に基づき、農地等の権利の取得後において、その耕作または畜養の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合、許可を取り消す旨の条件をつけるものとするとしております。

今回、非常に微妙なところではありますが、1年たたないうちに違ったものにしようと。現在、確認したところ、1週間ぐらい前、ここのところ体調を崩してしまっただけで出かけられなかったもので、1週間ぐらい前見たところ、半分強ぐらいですか、作付確かにされていましたがけれども、この辺どうなんですか。農業委員会ではどのような、何というんですか、経過措置というか、審査をされてきたんですか、許可条件として。

さらに言うと、ちょっと、1つの質問ということで聞いてください。これ処分庁である農業委員会は、自ら審査基準を作成する義務を負うということなんですよ。審査基準つくっている

と思うんですね、この3条の。しかも、農地所有適格法人に対しての。その辺はどのような審査をされてきたんでしょうか。そのときの審査がしっかりしていれば、条件とかしっかりされていれば、今回のような問題にならなかったのではないのか、私は思うところでありませけれども、農業委員会長にお伺いします。

○議長（猪岡 壽君） 農業委員会会長。

〔農業委員会会長 伊藤 裕君発言〕

○農業委員会会長（伊藤 裕君） 納谷議員の質問にお答えします。

農地法3条の第2項第1号の話ですが、それは農地を取得しようとする者は、保有している農地を含め、全ての農地を効率的に耕作するということでもあります。あと、第2項の5号ですが、これは下限面積の要件でいいんですか。下限面積は基本的に50アール以上ということでもあります。

それから、適格法人の話もしましたけれども、適格法人は基本的に今、農業委員会のほうで適格法人イコールこういうことだということ基準がありますので、それで判断はしているということ、基本的に問題はなくやっているつもりであります。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） また、ちょっと違った角度で言いますと、今回、昨年8月の3条申請してから1年もたたずに変わってきているわけですね。これ考えようによっては、3条許可撤回もあり得るのではないですか。撤回とは行政処分の成立時点では何ら瑕疵がなかったが、その後、新たに生じた事情、後発的事情によって、これ以上行政処分の効力を維持することは妥当でないと考えられる場合に、処分庁が将来に向けての処分の効力を失わせるために行うものということで、がらっと変わってしまった、特段の事情があったのかもしれませんが、これなかなか難しいところだと思うんですね。これ撤回というのを、これ処分庁としては考える必要があると思うんですけれども、農業委員会として。町の行政機関として、いかがでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 農業委員会会長。

〔農業委員会会長 伊藤 裕君発言〕

○農業委員会会長（伊藤 裕君） その3条で承認したことを撤回という話でいいんですか。基本的に3条で承認したことですから、その撤回するには撤回するだけの要件があれば撤回になるかもしれませんが、この要件に今回の件は当てはまらないような気がしますけれども。もう1回詳しく言ってください、分からないから。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 3条ですから、自ら耕作をするために土地を購入しているんですよね。でも、1年もしないうちに変わっているわけですよね。これは、だから事情が、3条の許可条件と違うんでないんですか、だから撤回も検討するべきではないんですかと申し上げているんですよ。

○議長（猪岡 壽君） 農業委員会会長。

〔農業委員会会長 伊藤 裕君発言〕

○農業委員会会長（伊藤 裕君） 3条で許可しまして、それで3年3作という町の、要するに法的ではないんですが、町としての指導で3年3作案件はあります。それで、それがあつた中で、今回の除外申請が出ているわけですが、それはその中間で、町長がさっき説明したかもしれませんが、要するに、今回の申請が3年3作を抜いても町の農業振興、また、雇用も生まれる、そういうことを加味した中で、それでたまたま場所も広いところがあるということで、それでいろいろ見て、その3年3作あるけれども、瑕疵に当たるところはあまりないということで、そういうことで許可ということで、何とかなっているのではないかと考えていますけれども。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 私も含めて多くの方、農業委員会でも議論されたというふうに伺っていますけれども、その3条のときの申請に疑義が生じてきだしているのかなと思うんですね。

先ほど申しあげましたM社とC社とやり取り、そこに対する町の介在のタイミング、資料説明、そのほかにも今回の件、第2次の構想もある、3次、4次、5次もあるそうです。

先ほどこれお渡しした紙に出ているのが、今回私が調べた限りでの今回の案件から続くアクターが全部載っています。M社、関連するT社、関連するK社、こちらのこの関連するK社に關しましては、伊藤会長の御自宅が本店登記されていますものね。元取締役だったようですね、平成30年8月31日で退任されていますけれども。

それから提携を結んだC社、これは港区西新橋、A社、これは勅使河原にある、これM社の社屋内に本社がある会社、令和2年9月1日に登記されています。

それから、先ほどもC社との同じビルに本社を構えるG社、これ資料行っているから町長分かりますね。農業委員会会長も分かりますね。

それから、この会社の関連会社と言われている前橋にあるMK社、それからM社の取締役が社長を務める中央区銀座のS社、それから関連会社のT社の取締役を務める、先ほど申しあげました伊藤会長の御自宅が本店登記されている会社の代表取締役、目黒にお住まいの方のM氏

が社長を務めるコンサル会社R社、それから、先ほど申しあげました中央区銀座に本社を構えるこのS社の社長が同じく社長を務めるコンサル会社B社、この社長さんはM社の取締役も務めていますよね。T社の監査役も務めていますよね。これ複雑に役員が入り組んで、そこに同僚議員が2つの会社の取締役を務めていて、M社の議決権ベースで8%の株を所有しているという状況で、かなり影響力持たれていると。

伊藤会長も、このM社には平成29年8月22日で退任をされていますが、取締役であって、現在も会員であり、株主であるということでもあります。

また、今回農業委員会の副会長になるんですか、も務めている方も、このM社の会員であり、株主であり、伊藤会長は御自宅が本社登記されている会社の監査役も務めて、そういった関連する方が農業委員会に何人か占められておまして、なかなか農業委員会の採決の前にはいろいろなやり取りがあったという話を伺うところであります。

農業委員会として、この農業委員会の審議に中立性は会長として保たれましたでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 農業委員会会長。

〔農業委員会会長 伊藤 裕君発言〕

○農業委員会会長（伊藤 裕君） 納谷議員の質問にお答えします。

私はM社とは、要するに取締役も降りていますので、ここ何年も、連絡も行き来もしておりません。

それから、乾武農園というんですが、そちらは社長の場所が遠いか何か分からないけれども、郵便受けでうちの住所を貸してくれと言われただけで、それも何年も前にお断りして、一切関わりはありません。

公平な審議はできたかどうかと言え、それはあそこで、議長にお世話になる時点で、あくまでも公平に運営は、それは議会でしっかりと勉強させてもらったつもりでいますので、公平にやったつもりであります。十分反対意見も、議事録見てもらえば分かると思うんですが、十分に反対の方の御意見も言っていただきました。そういうことで、公平性だけは欠いた気持ちはありません。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 時間がないので簡潔に。

先ほどC社とM社の関係をいろいろ話させていただきましたが、昨年8月に3条で許可を受けて、10月に移転登記、所有権移転登記をされているんですが、その同じ10月には、M社は

C社から金銭消費対策1億円の抵当権がついているということは、お金借りているということになるんですか、金銭消費対策で抵当権ですからね。

そういったやり取り以外にもお金の流れもあったりします。先ほど伊藤会長は私とは関係ないよという話をされていた、このK社もM社の土地を抵当権にお金を借りていますよね。なかなか複雑な資本関係もあるなというんで、思っているのを同時に、昨年8月に、3条で許可を得て、10月に所有権移転登記を行う前後に、このM社には高崎に本社がある建設コンサル、これ地質調査も行っている会社、令和元年12月13日、2年2月13日、7月14日、10月13日、10月27日、11月2日、11月17日、12月8日、令和3年1月20日、令和3年2月19日と出入りをしております。

また、群馬にあるゼネコンさん、これも令和2年3月17日、8月11日、12月15日、4月19日には出入りをしております。

また、群馬県に本社を置く大手設計事務所、令和元年12月10日、19日、2年1月15日、8月27日、10月20日、12月8日、令和3年1月26日、令和3年3月17日と出入りをしているんですよ。これも地質調査、ボーリングしていましたから……

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷議員に申し上げます。

通告時間が過ぎておりますので、手短にお願いいたします。

○11番（納谷克俊君） 設計事務所、ゼネコン、建設コンサル地質会社が前後、3条の許可の前後して何回も行き来しているということは、私はなかなかこれすっきりしない案件だなと思うんですね。ということは、やはりもう一度農業委員会さんしっかり検証、法的にどうなのか分かりませんが、検証する必要があると思いますけれども、会長はいかがお考えでしょうか。

○議長（猪岡 壽君） 農業委員会会長。

〔農業委員会会長 伊藤 裕君発言〕

○農業委員会会長（伊藤 裕君） 農業委員会としましては、要するに、法的判断を、法律判断をするのは農業委員会だと思っております、それで情報が入ってこないところまで農業委員会としてなかなか調べるというのは大変難しい問題だということは納谷議員もお分かりだと思いますが、そのとおりで大変難しい問題になります。よろしいですか、それで。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） すみません、もう時間過ぎてしまって、納谷さんの先ほどの10月29日のことですが、私はM社について、その席で、自分たちで案を考えているという発言をしたと伺っています。

したがって、そのメモが、その場所について言っているという表現が間違っているのではないかと、私もそういう認識で、場所についてはなかったということでございます。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 11番納谷克俊議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開は15時15分からといたします。

午後3時2分休憩

午後3時15分再開

○議長（猪岡 壽君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問は、子どもの相談支援について、2点目は、第3次かみさと男女共同参画推進プランの進捗と成果について、2点質問させていただきます。

まず初めに、子どもの相談・発達支援について。

発達障害者支援法施行後の取組について。

発達障害とは、自閉スペクトラム症・注意欠陥多動性障害・学習障害などの障害のことで、知的、身体、精神という障害の枠外で、いわゆる法律や制度の谷間に置かれていました。発達障害を抱えた人は、ともすれば外見からは障害があるようには見えないため、親のしつけが悪いとか、本人の人間性に問題があるように見られがちでしたが、実はそうではなく、脳の障害が原因するもので、その特性に合った早期支援をしていくことが重要であることが認識され、支援のための法律、発達障害者支援法が平成28年に10年ぶりに改正されました。まさに、発達障害者やその家族にとっては、念願の法律が改正、施行され、これにより比較的社会的認知度の低かった自閉症などの発達障害に対する社会的理解が深まり、支援体制の整備が進むことが期待されています。

なぜ今回この問題を取り上げたかと言うと、発達障害者を持つ保護者の方々から、行政の支援に対する不安な気持ちを伺い、大変な気苦労している現状や私自身も以前に障害者施設を訪問することがありましたので、改めて行政の子どもの相談・支援についてお伺いしたかったのです。

また、発達障害者を取り巻く環境によっては、いじめや不登校、虐待や青少年犯罪などと結びついてしまうことを広く一般の方々に理解を広めていただいて、一緒に考えていただきたい

と思ったからです。

発達障害者支援法では、発達障害者の心理機能の適正な発達や円滑な社会生活が送れるよう支援するための国と地方公共団体、市町村の責務がきめ細かく定められています。また、市町村の責務として、各種健診での早期発見の精度を高めること、そして、児童に発達障害の疑いがある場合には継続的な相談を行い、医療機関やその他の機関を紹介し、助言を行い、適切な措置を行わなければならないとしています。

そこで何点か質問します。

発達障害児の早期発見・早期支援は重要で、発達障害は、どこからが障害で、どこからが障害でないか非常に線引きが難しい。ですから、個性的なだけと思って育ててきた親御さんが、ある日急にお子さんに障害の疑いがあると言われたら、誰しも、そう簡単には受け入れられないでしょう。

相談支援体制の充実についてですが、障害のある方が日常生活で困ったとき、相談する相手は家族、親族が最も多いと思いますが、それでも解決できない場合には、行政等の相談窓口にご相談することになります。行政の相談窓口では、障害者の方やその家族が気軽に相談できて、相談者の心の支えとなってほしいと願っています。行政の相談窓口では、障害者の対応が難しい問題ですから御苦労も多いと思いますが、幅広いアドバイスを専門的なスキルを持つ経験豊かな職員を配置し対応していますか、お尋ねします。

早期に発見し、事実を受け入れ、困らずに生活できるようにするためには、特性に応じた発達支援を受けることが必要と思います。子どもたちが健やかに成長するための大切な施策と思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

冒頭に述べました、子どもに発達障害の疑いがあると分かった保護者の方は、4月からの就学に備えて、各種支援の面談や打合せ、手続に奮闘しますが、行政からの情報が乏しく、また、受皿がないため、遠方へ何度も足を運んでいるのが現状のようです。御両親が働いている家庭が多い現在、近くに面倒を見てくれる人がいない場合などの個々の希望に応じた施設等の利用状況についてお尋ねします。

県では、中核発達支援センターを毛呂山町・松伏町・熊谷市の3か所に設置し、医師や作業療法士などの専門職を配置して、診療から療育まで一貫して行っていますし、また、地域療育センターを9か所設置し、近辺では北部地域療育センターが寄居町にあり、言語聴覚士・作業療法士・臨床心理士等の専門職の方が保護者からの相談や個別療育に対応していますし、それぞれの地域では児童福祉法に基づき設置された児童発達支援センターが障害児の療育を行うとともに、家族や関係機関からの相談に応じています。発達障害児の支援には様々な機関が関係していますが、課題もあります。中核発達支援センターは、初診まで半年近く待たされる場合

もあり、また、地域療育センターも多くのニーズに対応するため、利用期間を1年に制限しています。こうした状況から、保護者の方々は、毎日不安な日々を送っていますので、身近な地域で早い段階から適切な支援が受けられるよう適切な措置を行っているかお尋ねします。

厚生労働省の平成30年度予算案では、発達障害者支援関係の施策として、発達障害者及び家族等支援事業が新規事業として組み込まれました。発達障害児の家族同士の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害者の家族に対するピアサポート等の支援を充実させ、家族だけではなく、本人の生活の質の向上を図るといったものですが、親のストレスや不安から、子どもを虐待したり、子どもを殺してしまうという事件が多発しています。発達障害者及び家族等支援事業の取組について、早急に対応していただきたいと思います。

家族や専門の支援者には話しづらいことも、同じ立場の人間だからこそ言えることがあり、不安な気持ちを理解し共感してくれるかもしれません。発達障害だけではなく、ダウン症などの知的障害や身体障害、障害児を持つ親の交流の場、活動の場等のピアサポート支援について、町長のお考えをお聞かせください。

次に、子ども行政の一元化について質問をします。

2020年の人口動態統計では、合計特殊出生率全国平均1.34、県では1.26、町では1.1となり、ますます少子化が深刻な事態となっています。

また、連日のニュース報道で見られるように、子どもと親を取り巻く社会環境は厳しさを増し、まさに、子育てを社会全体で支えなければならない時代になっていると思います。

こうした状況を背景に、少子化対策、子育て支援を行政の最重要課題として位置づけ、行政システムの簡素化を図り、母子保健、児童福祉、教育部局にまたがっている子ども行政を一元化している自治体が全国的に増えています。とにかく町民にとっては、子どもの年齢によって担当窓口が違い、大変分かりにくく、場合によってはたらい回しされたような気分になるようです。

子ども・子育て支援事業計画、男女共同参画推進プラン、障害児福祉計画など、障害児に関する町の計画では、町民福祉課、健康保険課、子育て共生課、学校教育課等に担当課がありますが、それぞれの課はどのように連携しているのかお尋ねします。

というのは、それぞれの窓口で同じことを聞かれ、同じことを答えるのが苦痛と感じる人も多いので配慮すべきと思います。

子どもについては、ここに行けば間に合うというワンストップサービスのシステムづくり、町民へのサービス向上につなげる必要があると前々から感じています。いわゆる厚生労働省所管、文部科学省所管という縦割りを改め、行政の合理化・効率化を図り、子どもの妊娠・出産から乳幼児期、学童期、思春期までトータル的に支援し、各種サービスを提供するものです。

住民にとっては子どものライフステージによって担当課が違い、分かりにくかった子どもに関する窓口を一本化 することにより、利便性が増し、大変喜ばれています。

こうした全国的な取組に対し、福祉分野のみならず、保健、医療、子育て、教育などの関係部局の連携が重要と思いますが、町ではどのような認識を持っているのかお尋ねします。

次に、子育てに関する情報提供についてですが、子育てサイト「むぎゅっと」には、障害児に関する内容は、特別児童扶養手当のことしか載っていないのはなぜでしょうか。子育て中の保護者に対しての情報発信について、町のホームページは情報不足という声が届いていますので、町長にお尋ねします。

最後に、男女共同参画推進プランの施策の方向性という項目の中に、障害児や独り親家庭の充実とあり、具体的な施策として、障害者関係団体の助成とありますが、具体的な、どのような助成があるかお尋ねします。

日本では、厚生労働省が障害の有無にかかわらず、全ての人が地域社会において活躍できる社会の構築を政策として掲げています。ノーマライゼーションの理念に沿って、障害者の自立と社会参加の促進について、町の取組についてお尋ねします。

次に、第3次かみさと男女共同参画推進プランの進捗と成果について。

東京五輪2020は、コロナウイルス感染拡大が心配される中、多様性と調和を掲げ開催されました。様変わりしたのは、国際オリンピック委員会は、男女一人ずつの旗手を起用し、選ばれた旗手が晴れやかに各選手団を先導し入場行進したことや、柔道、卓球、水泳など、19の競技が男女混合が編成されたこと、また、人種差別などへの抗議を表明するポーズを取る選手の姿が見られたことや、性的マイノリティーであることを明かして参加する選手がいたことなどなど、日本の関係者は性的マイノリティーの選手の活躍も含め、日本の制度や風土を変えるきっかけになればと、その効果に期待を寄せているようです。スポーツを通し、ジェンダー平等の精神を全世界に向けて発信し、男女が共に人権を尊重し、責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、17日間の熱戦に幕が下ろされました。これはジェンダーギャップ指数156か国で121位の日本に対してのメッセージと私は受け止めました。

日本では、少子・高齢化に伴い、生産年齢人口が減少する中、女性の一層の社会参加が求められるなど、近年の女性を取り巻く環境は大きく変化し、取り組むべき課題も増加しています。こうした状況を踏まえ、第3次かみさと男女共同参画推進プランが策定されましたが、町では相川町長時代の平成4年に埼玉県男女平等モデル市町村推進事業の指定を受け第一歩を踏み出しました。あれから29年、町の男女共同参画社会は、個々の生き方や生活環境等が変化する中でどう変わったのでしょうか。

町づくりの活性化のために、男女共同参画推進は重要課題と捉えられ、男女共同参画の意識づくり、男女共同参画を進める環境づくり、誰もが健やかで安心して暮らせる男女共同参画の町づくり、男女共同参画の体制づくりを進めてまいりますと計画は立てました。P D C Aサイクルは機能しているか。第3次かみさと男女共同参画プランの進捗と成果、見えてきた課題、それを第4次かみさと男女共同参画推進プラン策定にどのように生かしていこうとされているのかお聞きします。

1点目、役場の各種審議会の女性委員を2023年度までに40%にする目標の達成に向けた施策と進捗とその成果と見えてきた課題についてお答えください。

2点目、区長会や補助団体における女性役員登用促進施策の進捗と成果と見えてきた課題について。

3点目、男女共同参画の視点に立った防災対策の推進について。

4点目、男性の育児休業取得状況と課題、今後に向けた取組について。

5点目、男女共同参画に関する男性の理解度促進に対する施策と進捗と成果について。

6点目、第3次かみさと男女共同参画プランに示した活動拠点の機能強化としての男女共同参画推進センターの有効活用について。

7点目、第4次かみさと男女共同参画推進プランの策定において、町が目指す男女共同参画推進の在り方と方向性について。以上7点お答えください。

次に、SDGsから考えるかみさと男女共同参画推進プラン、第4次かみさと男女共同参画推進プランの原案の中に、SDGsとの関連性として、5、ジェンダー平等を実現しよう、10、人や国の不公平をなくそう、16、平和と公平を全ての人になどと関連づけ、町が推進する政策・施策をSDGs17の努力目標として取り組み、この17の努力目標が行政はもちろん、町民の方々が自分のこととしてつなげているかが大切だと思います。町が掲げている課題を町民一人一人ができることにつなげられるよう知らせることが必要だと思います。町長のお考えをお聞きします。

SDGsを男女共同参画推進プランに入れるというのであれば、今後SDGsの17の目標ロゴから、もっと具体的にSDGsを町民生活の意識啓発につなげていかれることを最後に提案します。

例えば、DVは、社会的意味から見た男女の性区別がもとで起こる暴力で、社会構造から生み出される問題で、そして、人々の持つジェンダー規範が上下関係や主従関係をもたらすことが要因の1つであることを伝える努力が必要だと思います。DVのないジェンダー平等の社会づくりにSDGsは役立つと私は考えていますし、DVのない社会となることを願っています。自分を大切にする、そして、相手も大切にすること子ども頃から教えることが重要

と思います。母親としての考え、そして、女性としての願い、様々な思いと考え、そして、願いを込めて1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の御質問に順次お答え申し上げます。

1、子どもの相談支援についての①発達障害者支援法施行後の取組についての御質問にお答え申し上げます。

発達障害の早期発見及びその後の支援体制は町としての責務であり、発達障害にある子どもやその保護者が安心して暮らしていけるよう、乳幼児期から高齢期までの発達段階に応じた切れ目のない支援を継続して行っていくことが重要であると考えております。

町では発達障害の早期発見のため、各年齢の発達段階に応じた乳幼児期健診等を保健師等の専門職により実施しております。

1歳6か月健診では、自閉症等のスクリーニング検査を目的とした質問項目を取り入れた問診を行い、問診項目から心配な様子が見られる際、電話や手紙等で状況を確認し、必要な方へは継続して相談等の支援を行っています。

軽度の発達上の問題や社会性の発達における問題が明らかになってくるなどの行動特性に気づきやすい時期である5歳児を対象に健康相談を実施しており、健康相談後の継続的な支援では、就学に向けての相談にも対応しております。

また、子どもの発達支援巡回事業では、臨床心理士や障害福祉専門員が町内保育園等を巡回し、保育士に対して、子ども及びその保護者への支援についての助言・指導を行っています。

御家庭の都合による保護者不在時の児童への対応としましては、障害のある児童を対象とした児童発達支援、放課後等デイ・サービスなどの障害福祉サービスの利用や就学前児童を対象とした保育園での一時保育事業の利用、また、子育て中の家庭への育児援助が必要なときなどに児童をお預かりする、ファミリー・サポート・センター事業を利用させていただくことで、保護者及び児童への支援を行っています。

身近な地域での早い段階からの適切な支援措置につきましては、前述の乳幼児健診での問診やその後の相談支援の実施、また、障害福祉サービスである相談支援事業所を御利用いただくことで、保護者の不安などの相談に応じ、保護者の意向を考慮した上で、児童の適性に合ったサービスと利用計画を作成し、その後の適切な福祉サービスへとつなげております。

障害児を持つ保護者の交流の場につきましては、ダウン症のお子さんを持つ保護者の会が児玉郡市管内にて開催されており、上里町の方も参加しています。ダウン症のお子さんを持つ保

護者の方へ、保健センターで行う訪問や乳幼児健診等の場で紹介をしております。保護者の交流の場、活動の場については、保護者間の相談や情報交換の場として重要と考えますので、今後も要望に応じて周知等の支援を実施してまいります。

発達支援の切れ目のない継続を実施していくためには、発達障害に対する理解と認識が必要です。児玉郡市障害者自立支援協議会では、障害福祉事務所等との意見交換、本庄特別支援学校との卒業後の進路に向けての検討会、ハローワークとの就労支援の連携、障害者就労事務所の見学など、様々な協議や学習会を実施しております。協議会や学習会にて得た知識を関係職員が広く共有することで、発達障害を含む障害に対する理解・認識を深め、発達障害のある児童及びその保護者への支援強化に努めてまいります。

続きまして、子どもの相談支援についての②子ども行政の一元化についての御質問にお答え申し上げます。

合計特殊出生率が伸び悩む状況の中、少子化対策の1つとして、子ども行政の窓口を一本化している自治体もあるようでございます。障害児を含む子どもの支援に関する窓口の一元化については、一連の事務手続が1つの窓口でできるなどのメリットがあると考えております。システムの構築や職員体制など、整備すべき多くの課題があるのも現状であります。

そうした状況の中、町では、支援内容が複数課に及ぶ場合には、相互に協力、連携しながら対応しているところであります。

具体的に申し上げますと、まず、町で設置している子育て世代包括支援センターでは、子育て共生課と保健センターが連携し、保育士の資格を持った利用者支援専門員、保健師が中心となり、妊娠から子育て期まで、切れ目のない支援と総合的な相談を実施しており、障害児に関連する支援も行っております。また、児童虐待等の案件では、子育て共生課を中心に、健康保険課、学校教育指導室等、児童・生徒が関係する各課で連携し、解決に向け努力しております。

翌年度就学予定で、就学に向けた相談が必要なお子さんについては、保健センターと学校教育指導室で情報共有を行い、教育委員会が実施する町内保育園、幼稚園の年長児を対象とした園訪問に、本庄特別支援学校のコーディネーターと保健師が同行し、お子さんの様子を確認しています。また、5歳児健康相談において、学校教育指導室より就学の話を行い、就学に向けた情報提供を行ったり、発達等の相談を受けております。

次に、福祉分野のみならず、保健、医療、子育て、教育などの関係課部局が連携し、窓口を一元化してはどうかとの御質問ですが、先ほども申し上げましたとおり、窓口の一元化に関しては、整備すべき課題も多くあります。現在、町では、関係課で連携しながら、保護者が相談しやすい環境づくりや就学前の児童への支援に取り組んでおります。また、相談を受けた際、他課との連携が必要と思われるケースについては情報共有し、相談者にとって最善の支援がで

きるように対応しております。

議員のお話の中で、たらい回しにされたと不快に感じた相談者がいらっしゃったとのことでしたが、今後も関係各課との連携を図り、相談者の立場に立った丁寧で切れ目のない支援ができるよう努めてまいります。

次に、子育てサイト「むぎゅっと」についての御質問にお答え申し上げます。

町ホームページ内の子育てサイト「むぎゅっと」は、平成30年1月より、子育て支援、乳幼児健康診査情報、子育て相談、保育園、児童館等の内容を掲載しているサイトになります。

この中で、障害児に関係することは、特別児童扶養手当が掲載されております。子育て支援は、健常児、障害児、分け隔たりなく支援することが目的であります。今後は、子育て共生課、町民福祉課で連携し、障害児に関する情報も掲載し、町の子育て支援情報を必要としている方々に情報を提供してまいります。また、今後、育児、子育てに不安や悩みを抱えている保護者のニーズに沿った情報提供を行ってまいりたいと思います。

次に、男女共同参画推進プランの中の障害者団体への助成とは、具体的にどのような助成かの御質問にお答え申し上げます。

この助成につきましては、町の補助金を活用し、上里町社会福祉協議会において、令和2年度まで、上里町身体障害者福祉会へ行っておりましたが、会員の高齢化により会の存続が難しくなったことから、令和3年3月31日をもって解散したため、今年度については、助成を行っておりません。今後、町内において、障害をお持ちのお子さんや障害をお持ちの方、その保護者を支援する団体が活動する動きもあるようであります。町といたしましては、そうした団体の活動内容や活動状況を確認した上で、どのような支援ができるのか検討したいと考えております。

障害の有無にかかわらず、全ての人が地域社会において活躍できるとするノーマライゼーションの理念に沿って、障害をお持ちのお子さんを含む子どもたちが、より豊かな生活ができるよう、その支援に取り組んでまいります。

次に、2、第3次かみさと男女共同参画推進プランの進捗と成果についての①第3次かみさと男女共同参画推進プランの進捗と成果についての御質問にお答え申し上げます。

第3次かみさと男女共同参画推進プランは、令和元年度から令和5年度までの5年間の計画期間とし、男女がそれぞれの個性と能力を認め合い、尊重し合う男女共同参画社会の実現に向けた指針として策定いたしました。この計画の下に、各事業を推進しているところですが、プランの進捗状況と成果について、見えてきた課題を踏まえ、順次御質問にお答えいたします。

まず、質問の1点目と2点目に関する女性委員登用の促進についてでございます。関連がありますので、併せて回答させていただきます。

埼玉県が実施いたしました男女共同参画に関する年次報告では、審議会等委員における上里町の女性委員の割合は、平成28年度調査では19.5%、令和3年度調査では19.7%とほぼ横ばいの状況になっており、目標とする40%には達していないのが現状であります。

このような女性の登用状況を踏まえ、令和2年度に審議会等における女性の登用率を上げ、町民の方の意見を町政に反映させることを目的とした上里町男女共同参画人材バンク設置要綱を制定いたしました。女性委員の登用は、女性が政策方針の決定に参画している重要な指針となりますので、人材バンクの利用を関係各課に呼びかけるなどし、女性の参画に取り組んでおるところであります。

次に、質問の3点目、男女共同参画の視点に立った防災対策推進についてでございます。

平成23年の東日本大震災、平成26年の記録的大雨、令和元年の台風19号と、近年未曾有の災害が起きています。こうした災害に対応するため、上里町防災会議委員が上里町地域防災計画を審議しておりますが、他の審議会と同様に、団体からの選出によるところが大きく、団体に占める男性の割合が多いことから、選出される委員が男性に偏る傾向にあるのが実情であります。

災害が発生し、避難所を開設した場合など、その避難所は、年齢、性別を問わずお使いいただくことになり、女性の視点に立った機能も備えていることが重要と考え、令和元年度には、男女共同参画推進センターにおいて、防災・災害復興に女性の視点をとした演題で講座を開催しており、本年度も災害・防災と男女共同参画とした演題で講座の開催を予定しております。

今後もこうした講座を開催し、従来の固定的な性別役割分担意識を解消し、男女があらゆる場に共同で参画する男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

次に、御質問の4点目と5点目、男女共同参画に関する男性の理解促進についてでございます。

町内の民間企業における男性の育児休業取得率につきましては、統計調査を行っていないため把握できておりませんが、令和2年度埼玉県就労実態調査では13.2%となっております。この調査は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの1年間に出産した女性及び配偶者が出産した男性の育児休業取得率となっており、この期間の役場男性職員の育児休業取得率は20%ですので、取得率が高くなっております。

役場においては、子どもの出産に伴い、男性職員には育児休業制度について説明をしてまいりました。その結果、令和2年度に3人、令和3年度に2人の職員が育児休業を取得しており、育児休業取得の向上につながったものと考えております。

町内企業においては、現状を把握するとともに、今後どのような働きかけができるか検討しつつ、町民に向けては、情報紙ウィズ・ユウの発行や講座を開催するなど、意識改革を図って

まいります。

次に、御質問の6点目、7点目に関するかみさと男女共同参画推進プラン策定において、町が目指す男女共同参画推進プランの在り方と方向性についてでございます。

本年度は、男女共同参画推進センターの誘致から建設に至るまでの経緯についてを演題に、男女共同参画講座を計画しております。講座を通して男女共同参画の活動拠点として、男女共同参画推進センターがあることを伝え、町民の皆様に積極的に利用していただけるよう啓発を進めてまいります。

男女共同参画社会を実現するためには、各個人の意識改革が必要となり、そのための啓発活動は欠かせません。このような講座を重ねることが男女共同参画に対する意識の変容となり、ひいては第3次から第4次かみさと男女共同参画推進プランの実現につながっていくと考えておりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

続きまして、2、第3次かみさと男女共同参画推進プランの進捗と成果についての②SDGsから考えるかみさと男女共同参画推進プランについてのお尋ねでございます。

SDGsは、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のため、2030年を年限とする17の国際目標であると理解しております。

上里町では、第3次かみさと男女共同参画推進プランにおいて、認め合い、ともに創り、支えあうまち、かみさとを基本理念に掲げました。この理念は、SDGsの目標5、ジェンダー平等を実現しようにも、目標10、人や国の不平等をなくそうにも、目標16、平和と公正を全ての人にもつなげるものと理解しております。

今年度は、地域で男女共同参画を進めるためにはどうしたらよいか、町民の方々と考えることを目的に男女共同参画講座を開催し、アンケート調査を実施いたします。このアンケート調査を参考に、令和4年度には、男女共同参画意識調査（案）を作成し、男女共同参画推進審議会委員に御審議いただいた上で、プラン策定に向けた意識調査を進めてまいります。

次に、策定する第4次かみさと男女共同参画推進プランは、町民の思いを反映するとともに、SDGsの目標に貢献できる具体的な計画としていきたいと考えております。

男女が共に住みやすい社会を構築するには、あらゆる分野の意思決定に男女が共に参画し、共に利益を享受し、共に責任を担う必要がありますので、今後とも御理解・御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、発達障害者支援法ではということで、市町村の責務として各種健診での早期発見と精度を高めることがうたってあるんですけれども、障害児に発達障害の疑いがある場合、継続的な相談を行い、医療やその他の機関を紹介し、助言を行い、適切な措置を行わなければいけないと書いてありますけれども、幅広いアドバイスを専門的なスキルを持った経験豊かな職員を配置していますかというお尋ねしていますけれども、町長、いかがでしょうね、専門的な経験豊かな職員を配置しているかということでお尋ねします。

というのは、この中に、第6期上里町障害福祉計画というのがあります。この中で、いろいろな、ここにはやっぱり障害者の計画がうたってあります。それで、町ではこういうことをやります、ああいうことをやりますと言っているんですけれども、この中で、やっぱり職員の研修というところで、研修に行っている方、県が実施する研修への参加人数というのは、推計見込みが2人、これでいいのかなという部分があります。そして、いろいろなことをやっているんですけれども、検討していますとか、実施していない未実施というのがあって、これだから障害児を持つ親が不安になるんだなというのは感じています。だから、担当職員は本当に専門的な知識が必要ですから、研修するなり、勉強するなり、それに対応して応えられるような職員を配置しないと、保護者の方のほうに勉強しているので、不安な気持ちになると思いますが、町長、いかがでしょうか、職員の研修ということに対して、経験豊かなスキルの持った職員を配置し、二、三年で交代するのではなくて、本当に長いこと、そこに配置していただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

私も町長になって4年目に入りまして、窓口含めたいろいろな職員の対応について、全て分かるわけではなくても、それなりの、民間の企業の経験からして、少しその職員の研修をやったほうがいいかなという話は、例えば、1つは、窓口のマナーみたいなことを、お客さんである町民を迎えるときの気持ちの問題とか、そういった民間では銀行の窓口とか研修やっているんですけれども、私の知る範囲で、まだ役場のそういった職員の研修って、なかなか機会がないかなということでもありますので、今後そういった、1つの例ですけれども、窓口マナーを1つのあれにしたり、そういった障害児を持つ、いろいろな悩み事を相談する人の対応に応えるような、スキルを持った職員を、これは人材育成ということでもありますので、そういったところを今後考えていきたいと思っております。

教育委員会でも、ちょっと私が話をしたのは、教育というのは、教え育てるということではあるんだけど、その前に、人間力というか、人間としてこれからどうやって生きていくか、子どもたちのこれから未来に関わる分が、やはりそういった教育の中でも培われるものであって、それが人間力にもつながるなということで、そういうことも含めて、ちょっと余談ですが、研修は大変必要だと思いますので、検討していきたいと思います。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） ありがとうございます。

本当に職員の研修というのに力を入れていただきたいと思います。

そして、この計画の中に、障害者に対する、保護者や子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ適切に対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者及び家族に対する支援体制の確保ということについて、これも推計見込みで1名になっていますが、本庄では、障害児を持ったお母さん方とか、それに関係する方の勉強会を実施していますね。上里では実施していませんけれども、こういうこともやっぱりこの計画の中ではやりますとうたってあるんだけど、実際やっていない、ゼロということなんですけれども、この勉強会は年に何回かやっているようなんですけれども、町としても理解を深める意味でもやったほうがよいと思うんですけれども、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井議員の再質問にお答え申し上げます。

子どもたちの発達障害のケースのことだと思いますが、町では、現在保護者に対し特化した講義、訓練等は実施しておりませんが、埼玉県発達障害総合支援センター主催の保護者向け講演会や埼玉県自閉症協会が主催の発達障害講座があり、令和3年度はオンラインでの開催となっていますので、参加を希望される場合は御案内できるかと思っております。

この障害者に対する取組についても、やはり、少し職員として、専門性が要求されるかなというところで、やはりみんな、職員もその研修なり受けて情報を共有して、スキルアップに努めていければいいかなと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） この障害者福祉計画の24ページに、発達障害者等円滑にサービスが利

用できるような情報提供に努めますということがうたってありますけれども、これも実施されていなくて、本当に保護者の方は、今スマートフォンを持っていますから、すぐアクセスして、いろいろなところからの情報を入れています。

そして、これも私がちょっとプリントアウトしたんですけれども、ここで子どもの相談、発達支援について、障害のある子どもの相談窓口というのが一括して分かりやすく記載されています。こういう情報提供も町としてはやるべきだと思うんですけれども、やる考えがあるか。こういう情報提供も町はやっていないので、町長にお聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

上里町のホームページにつきまして、各種相談ができるような、一覧表を10月までに整備して、一度掲載していきたいと思っております。準備できれば、もっと早くできるかもしれませんが、そういう方向で今やっておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 町のほうは、本当にこれからだと、一步踏み出すかなというところで、本当に取り組んでいただきたいと思ひます。

次に、ピアサポートについてですけれども、障害者を持った保護者の方の活動拠点が上里にはないわけですが、本当にそういうお母さん方、いろいろな悩みを持って、情報交換したり、活動の場であったり、心を癒されたりという、そういう場を設けていただきたいと思ひますが、町長、そういうピアサポート事業をやる考えがあるかお聞きします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問にお答え申し上げます。

本庄市、児玉郡については、障害者に対する団体の活動とかされているようですが、町としても、こういったことを参考に、今後この障害者含めた、保護者含めて、そういった情報交換の場を考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 是非考えて、考えるんでなくて、やっていただきたいと思ひますのは、保護者の方は本当に地元にないため、本庄とか深谷とか、結構遠くのほうに行って情報交換し

たり、勉強会をやっているのが現状です。ですから、上里もこれから、本当にこれからだと思うんですけども、そういう事業も展開していただきたいと思います。

次に、今回、この知的障害者、身体障害者とか、障害に関する質問をしたのは、やっぱり広く理解していただきたいということで、ウォンブルという活動が北海道から九州、沖縄まで、全世界でやっていますけれども、このウォンブルというのは世界自閉症啓発デーということで、日本の場合、自閉症のみならず、発達障害者なんかの理解していただくということで、世界でやっています、このキャンペーンを。そして、お隣の本庄でもやっています。本庄では役場のロビーとか、あとあそこの何でしたか、レンガ館とか、あと、あそこのサロンとか、いろいろなところでやっていますけれども、上里町もパープルリボンキャンペーンやっていますね、DVのほうの女性センターでライトアップして。それと同じように、町民ホールとか利用して、自閉症とか発達障害者の理解を深める意味でも、啓発としてこのキャンペーン、これは本庄でやったキャンペーンなんですけれども、やって理解を深める意味でもやったらいいと思うんですけども、町長、このウォンブルキャンペーンをやっていただきたいと思うんですが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） この、ま・る一くさんについては、一度団体の方とお話しして、10月ですか、会合を持つということですので、まず、そこでいろいろ意見交換させていただいて、上里町として、どういう方向を目指せばいいのか、保護者さんを含めて意見交換させて、そこからピックアップというか、どういう方向を目指すかということを考えていきたいと思っています。

本庄市の活動については、これは大変参考になるので、本庄市と同じような場をつくれればいいのか、その辺も含めて皆さんから御意見を伺う機会をいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 次に、第3次かみさと男女共同参画推進プランについての質問をさせていただきます。

1点目の役場の各種審議会女性委員を2023年度までに40%にするというのが、実際は半分、20%いかない状態にありますけれども、これをどのようにして女性の委員を具体的に増やしていく考えがあるかお尋ねします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 仲井静子議員の再質問で、女性委員、審議会等に増やしていくかということでございます。私も町長に就任してから女性参画を極力進めようということで、教育委員さんも1名女性をお願いしたり、いろいろ農業団体の方も女性の委員長とかいらっしゃいます。そういったところに、できるだけ女性の審議会委員を推薦するという方向では考えております。また、役場の職員についても、女性職員も活躍する舞台といいますか、職場づくりも今考えているところでありますので、女性参画については、今後大きく推進していきたいと思っております。

ただ、いろいろ今までの人材をどうやって探したらいいのかなという、ちょっと課題もあるかなと思っております。

以上でございます。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員。

〔5番 仲井静子君発言〕

○5番（仲井静子君） 男性の育児休業取得と課題、今後に向けた取組ということで、本当に町の職員の方も対象となる職員に対して、取りやすい環境づくりとか、説明とかして、本当に7年前から比べると、取りやすい環境になってきたなというのは感じています。引き続き男性の育児休業については進めていただきたいと思いますというのは、育児経験は仕事に役立つということで、本当に男の人に育児体験をしていただきたいという、今後の町の職員として働く場合でも役に立つので積極的に取っていただきたいと思います。

それで、あと男女共同参画に関する男性の理解促進ということで、ある自治体が小学生から大人まで、男女共同参画に関する標語とか川柳を募集したら、600も700も集まったと。そして、やっぱり男女共同参画社会は身近なところでいっぱい、ジェンダー平等ではないですけども、格差があるなど。知らず知らずのうちに、無意識のうちにあるわけですけども、そういう標語なんかも募集していただけたら、改めて男女共同参画の必要性というのを感じてもらえるのではないかと思いますけれども、町長、標語とか川柳とか一般募集する考えはありますか、お尋ねします。

○議長（猪岡 壽君） 町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 前から男女共同参画については積極的にやるということでありまして。そういった男女の壁をなくすといいますか、ちょっと表現があれかもしれませんが、やっぱり女性活躍社会というのを1つのテーマに大きくしていくためには、そういったPR、広報活動、それは大変必要だと思いますので、機会を見て町の広報にも、場合によっては、その

町長コラムでも、そういったところも取り上げてもいいかなとちょっと考えておりますので、そういうPR活動みたいのは必要だと思っておりますので、今後機会を捉えて進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（猪岡 壽君） 5番仲井静子議員の一般質問を終わります。

◇

◎散 会

○議長（猪岡 壽君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時16分散会